

令和5年第4回天城町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年12月14日（木曜日）午前10時開議

開議

○日程第1 一般質問

奥 好生 議員

柏木 辰二 議員

久田 高志 議員

散会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	松山小百合君	2番	平岡寛次君
3番	島和也君	4番	喜入伊佐男君
5番	吉村元光君	6番	奥好生君
7番	昇健児君	8番	大吉皓一郎君
9番	久田高志君	10番	柏木辰二君
11番	前田芳作君	12番	柏井洋一君
13番	平山栄助君	14番	上岡義茂君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柚木洋佐君 議会事務局書記 實村健太君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	院田裕一君
副町長	袴清次郎君	教委総務課長	豊島靖広君
総務課長	福健吉郎君	社会教育課長	和田智磯君
総務課長補佐	宇都克俊君	農政課長	碓本順一君
企画財政課長	森田博二君	農地整備課長	大久明浩君
くらしと税務課長	関田進君	建設課長	宮山浩君
長寿子育て課長	廣田泰望君	農業委員会事務局長	芝健次君
けんこう増進課長	中村慶太君	水道課長	野村秀行君
商工水産観光課長	中秀樹君	会計課長	山田悦和君
		選挙管理委員会書記長	里山浩一君

△ 開議 午前10時00分

○議長（上岡 義茂議員）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

昨日の島議員に対して、中村けんこう増進課長より修正がございますので答弁をお願いします。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

おはようございます。昨日の島議員に対して、介護保険制度についてという中で、3町の介護保険申請内容という書類を頂いたんですが、その中で相談件数というふうにあるんですが、そちらを申請件数じゃないかという発言をしました。この資料のとおり相談件数で間違いはありませんでした。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（上岡 義茂議員）

直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（上岡 義茂議員）

日程第1、一般質問を行います。

議席番号6番、奥好生君の一般質問を許します。

○6番（奥 好生議員）

議場の皆様、またAYTテレビを御覧の町民の皆様、おはようございます。

12月議会一般質問最終日の3日目、最初に登壇をさせていただきます。議席番号6番、奥好生でございます。

月日が経つのは早いもので、昨年の選挙で当選をさせていただいてから、あっという間に1年がたちました。初心を忘れることなく、町民の声を行政に生かし、豊かな暮らしが実感できるまちづくりに努めてまいりたいと思います。

それでは、議長の許可を頂きましたので、早速、通告に従いまして一般質問をいたします。

1項目め、行政運営について。

1点目、あまぎ自然と伝統文化体験館建設の進捗状況について。

2項目め、奄美ナンバーと自動車税について。

1点目、道路運送車両法で定められた車検証の住所変更について。

3項目め、住民訴訟について。

1点目、天城町防災センター工事に関する住民訴訟について。

4項目め、各種行事、イベントの運営について。

1点目、戦没者追悼式・教育文化の町推進大会・農業祭・金婚式等について。

5項目め、農政について。

1点目、農業振興地域整備計画の見直しについて。

6項目め、住宅政策について。

1点目、居住者ニーズに対応した住宅計画について。

7項目め、世界自然遺産登録後の自然保護の取り組みについて。

1点目、アマミノクロウサギ生息地周辺の保全対策について。

8項目め、教育行政について。

1点目、置き勉強（置き勉強道具）の実態と宿題について。

2点目、徳之島高校通学費助成について。

3点目、学習塾夏季スクーリングについて。

4点目、給食センター建設建替え計画の進捗状況について。

5点目、西阿木名小中学校校舎建替について。

6点目、奨学資金貸与条例規則について。

以上、8項目13点について、執行部の明確な答弁をお願いし、1回目の質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田 弘光君）

皆さん、おはようございます。

それでは、奥議員のご質問にお答えしてまいります。

1項目め、行政運営について。あまぎ自然と伝統文化体験館建設の進捗状況についてということでございます。

お答えいたします。

あまぎ自然と伝統文化体験館につきましては、令和4年度に杭工事を終え今年度基礎工事及び1階躯体工事を発注し、建設を進めているところでございます。今後は、令和5年度予算で2階躯体工事、令和6年度には屋根工事、令和7年度には内装・仕上げ工事を計画し、町民の皆さんに親しんでもらえる施設の完成を目指すこととしております。

2項目め、奄美ナンバーと自動車税について。道路運送車両法で定められた車検証の住所変更についてということでございます。

お答えいたします。

道路運送車両法で定められた車検証の住所変更につきましては、自動車の所有者は、登録されている所有者の氏名・住所・使用の本拠の位置などに変更があったときは、その事由があった日から15日以内に変更登録の申請をしなければならないとされております。なお、例外もありまして、オンラインサービスを使った自動車の変更登録申請を行った場合は、新しいナンバープレートの交換を次の車検のときまで猶予されるなどの例外もございます。

3、住民訴訟について。天城町防災センター工事に関する住民訴訟についてということでございます。

お答えいたします。

天城町防災センター未竣工工事に関する住民訴訟は、9月定例以降9月27日に第9回公判、10月25日に第10回公判が鹿児島地裁で行われました。次回第11回公判は12月20日に行われる予定でございます。この件につきましては、これまで申し上げましたとおり、真摯に対応していく考えでございます。

4項目め、各種行事、イベントの運営について。戦没者追悼式・教育文化の町推進大会・農業祭・金婚式等ということでございます。

お答えします。

ご質問の各種行事、イベントにつきましては、町主催で企画し運営されてきたところでございます。行事の開催に際し案内文の発送事務や、また会場設営の不備また広報不足等による参加者への配慮不足などがあり、反省すべき点もございました。今後また各種行事の運営に対しては不備がないか、最新の注意を払ってまいりたいと考えております。

その中で、10月30日に開催された天城町戦没者追悼式では、中学生2名が初めて式典に参列されていまして。年々遺族の高齢化とともに参列者が減少傾向にある中で、戦争の悲惨さ、平和の尊さを語り次ぐため、次の世代を担う若者たちが、戦没者に対し心から献花をしている姿を見て感銘を受けたところでございます。今後もこのような形で取り組んでいければと考えております。

教育文化の町推進大会の件につきましては、教育長からお答えいたします。

5項目め、農政について。農業振興地域整備計画の見直しについてということでございます。

お答えいたします。

昭和44年に農業振興地域の整備に関する法律が制定されておりますが、本町において、昭和48年3月に天城農業振興地域整備計画書が策定されました。この計画は、おおむね10年先を見据えて市町村が定める公的な計画となっておりますが、しかしながら、この計画が策定されてから長きにわたって全体的な見直しが行われ

ておりませんでした。それで、令和2年度から4年度の3年間をかけて、全体的な見直しを行い、天城町農業振興地域整備計画書を策定したところでございます。

6項目め、住宅施策について。居住者ニーズに対応した住宅計画についてということでございます。

お答えいたします。

町営住宅の整備計画は、天城町公営住宅等長寿命化計画に基づいてその整備を進めておりますが、その中で、耐用年数の経過した住宅の建替えや改修を優先的に進め、また浄化槽化やバリアフリー化の計画を進めているところでございます。

近年の住宅入居待機者の申込希望地区の状況などを見ても、中央地区のみならず北部・南部地区の需要の高さが伺えるところであります。町内全域のバランスを考慮しながら、住宅不足解消のために、住宅用地の確保とともに新規建設も視野に入れ柔軟に対応し、その住宅整備を進めていきたいと考えております。

7項目め、世界自然遺産登録後の自然保護の取組について。アマミノクロウサギ生息地周辺の保全対策についてということでございます。

お答えいたします。

アマミノクロウサギの保護につきましては、環境省をはじめ関係機関が連携して、ロードキル対策やノネコ対策等に取り組んでおり、近年はその生息分布域が拡大傾向にございます。アマミノクロウサギの主な生息地となる国立公園区域内においては、自然公園法に基づき、開発行為には国もしくは県の許可が必要となります。引き続き、関係機関と連携し、アマミノクロウサギ生息地の保全に努めてまいりたいと考えております。

8項目めの教育行政につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

以上、奥議員のご質問にお答えいたしました。

○議長（上岡 義茂議員）

次に、教育関係の質問に対し答弁を求めます。

○教育長（院田 裕一君）

それでは、皆様、しいとうみいていうがめーら、おはようございます。

それでは、奥議員のご質問にお答えいたします。

まず、4項目めの各種行事、イベントの運営についての教育文化の町推進大会についてお答えいたします。

11月19日に午前・午後の部に分かれて防災センターで開催いたしました。午前の部では、4つの地域推進協議会から、学校づくり、地域づくり、OSOS運動、家庭づくり部門について、それぞれ事例発表がありました。午後からは、本町出身で関西でご活躍されている落語家の桂楽珍氏をお招きし講演会を開催いたしました。

それぞれの内容は大変充実したものでございましたが、広報不足等で参加者が少なかつたこと等が大きな課題として残りました。今後はこれらの反省を生かし、しっかりと見直しながら一人でも多くの町民の方々に参加していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、8項目めの教育行政についてでございます。その1点目、置き勉（置き勉強道具）の実態と宿題について。

お答えいたします。

まず、学習用具等の学校への保管いわゆる置き勉の状況ですが、小学校では、国語と算数の教科書やノート等以外のものについては学校での保管が許可されています。また、中学校については、国語・社会・数学・理科・英語の5教科に関連するもの以外についての学校での保管が許可されています。宿題等の家庭学習については、小学校では60分、中学校では90分の目標を達成できるように取り組ませているところでございます。

2点目の徳之島高校通学費助成についてでございます。

お答えいたします。

徳之島高校通学費助成につきましては、天城町内より通学する生徒のバス定期券または回数券の購入費を全額補助しています。しかしながら、令和2年度、令和4年度に各2件ずつ。令和3年度、令和5年度につきましては、実績がないところでございます。

続いて、3点目の学習塾夏季スクーリングについてでございます。

お答えいたします。

自主的学び応援事業として、昨年度は1名、今年度は2名の生徒が活用しました。参加者からは、同学年の生徒から刺激を受け、日頃の勉強への活力になった等の報告がありました。しかしながら、学習塾の夏季スクーリングに参加することについては、島外に親族などがいる生徒でないと活用が難しい等の問題点も残っております。多くの生徒が参加できるよう今後の方向性を検討しているところでございます。

続きまして、4点目の給食センター建替え計画の進捗状況についてでございます。

お答えいたします。

昨日も平岡議員の答弁でお答えいたしましたが、学校給食センターの建替えにつきましては、これまで天城町学校給食センター建設検討委員会を設置し、検討を重ねてまいりました。現在、令和6、7年度の2ヶ年計画で学校施設環境改善交付金を要望しております。今年度は、用地取得・地質調査・測量設計、令和6年度に実施設計・建築着工、令和7年度末に竣工、令和8年度当初から新センターでの運用を計画しているところでございます。

続きまして、5点目の西阿木名小中学校校舎建替計画についてでございます。
お答えいたします。

西阿木名小中学校校舎建替えにつきましては、9月議会での吉村議員からのご質問や総務文教常任委員会の学校訪問時のご意見等を踏まえ、関係する方々の参加による建設検討委員会を年度内に設立し、具体化に向けて進めてまいりたいと考えております。

続きまして、6点目の奨学資金貸与条例規則についてでございます。
お答えいたします。

天城町育英奨学資金貸与条例施行規則については、3月議会で奥議員より、育英奨学資金貸与条例施行規則の申請締め切りが実際に設定した期日と食い違っているとのこと指摘を頂いております。今年度は規則に従って進めてまいります。今後このようなことがないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（奥 好生議員）

ただいま、町長と教育長から1回目の答弁を頂きましたが、再度、具体的な質問をしていきたいと思っております。

1項目め、行政運営について。1点目、あまぎ自然と伝統文化体験館建設の進捗状況についてでございますが、この施設が本来の目的を果たすためにはどのようなことを大事にしなければならないかということ等を常に頭の中に置きながら工事を進めてもらいたいと思っております。

現在、物価高騰による公共工事の発注価格の算定は適正に行われていると思っておりますが、現状についてお尋ねします。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

物価高騰等による工事費への反映ですが、建築土木も建築もですが、その都度、県の単価をうちのほうは採用しております。年に土木であれば3回でしたか、建築のほうも県が改定するたびに、うちのほうの設計書にも反映する仕組みになっておりまして、今大きいのは労務費、技術職人さんの労務費、労務単価、あとはガソリン代とか、そういうのが各項目の単価に必ず反映されて、例えば1月1日とか2月1日の単価表を発注の際は、直近の単価表を使いなさいということになっております。

また、県の単価を採用しない場合、三社見積りを取って、設計書の単価に反映するわけですが、その単価も見積りの期間が決められた見積りの範囲内で単価を反映する仕組みになっておりますので、今いわゆる物価高騰に対しては、受注業者に無

理が及ばないように設計書の単価は必ず更新しております。

○6番（奥 好生議員）

もう一つお尋ねしますけども、この物価高騰による体験館の規模縮小、スペック等を下げることなどはないと思いますけども、執行部の今後の方針を伺います。副町長、お願いします。

○副町長（袴 清次郎君）

この事業につきましては、天城町議会のみならず町民多くの方々が注目している大きな事業であります。初期の目的を達成するようしっかりと、また町民の福祉の向上、また観光振興に寄与できるような施設にしていきたいと考えております。

○6番（奥 好生議員）

国・県から補助金を取ってくることも稼ぐ力の一つであります。ぜひ、満足度の高い来て良かったと思える施設にするためにも、補正等による増額はあっても、減額だけはないように要請をしたいと思います。闘牛イベントや島の農産物などの特産品を販売することによって、また、観光客を含む人口の拡大を図り、生きがいマネーを稼ぐ力を高める、町民が喜ぶ群島一の施設となることを期待して、この質問を終わりますが、最後に町長のご見解をお尋ねします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

この施設については、また議会でもいろいろと議論になったところでございます。やはり若い人たちがしっかりと島に定着して頑張っていきたいということ、そしてまた、地域の伝統文化をしっかりとそこで保存しながら、また皆さんに披露できる、そういったいわゆるマルチ目的のそういう施設として活用できればと私は考えておりますので、そのためにしっかりと建設に向けて進めていきたいと考えております。

○6番（奥 好生議員）

それでは、2項目め、奄美ナンバーと自動車税について。

1点目、道路運送車両法で定められた車検証の住所変更についてでございますが、奄美ナンバーの歴史を振り返りますと、平成18年10月10日に地域振興、観光振興を図ることを目的に、特定地域の地域名が表示できるご当地ナンバーという制度が導入されました。奄美群島では平成16年5月に群市町村長会、群市町村議会議長会から奄美ナンバー実現に関する要望書を国交省に提出し、新たな地域名表示ナンバープレートの導入について、国交省に正式な公募をしましたが、地域内に登録されている自動車台数が10万台を超えているという条件を満たしていないという理由で落選しました。その後も継続的に要望を続け、10年後にやっと国が条件を緩和したおかげで、平成26年11月17日に奄美ナンバーの導入が決定され、

九州初、全国離島初として注目を集めました。

現在のネットアンケート調査によりますと、今年の九州管内でのご当地ナンバー人気ランキングは、1位が奄美、2位が佐世保、3位福岡となっております。一方、鹿児島ナンバーも町内では見受けられますが、群島内在住者の場合は別途手数料がかかるようであります。せっかく奄美ナンバーが導入されていますので、役場職員あるいは教職員など、公務員や特別職の公務員で鹿児島ナンバーをつけている方は、ぜひ奄美ナンバーに変えていただきたいと思います。

また、住所は天城町内にあるのに県外ナンバー、宮崎・熊本・沖縄等のナンバーをつけた車に乗っている方も見受けられます。道路運送車両法第12条によれば、自動車の所有者は登録されている型式・車体番号・原動機の型式・所有者の氏名もしくは名称もしくは住所または使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならないとうたわれております。

住所を変更した場合は、車検証の住所変更、車庫証明の住所変更もしなければなりません。例えば、宮崎県ナンバーのまま天城町内に住んでいるということは、天城町の恩恵を受けながら、自動車税は宮崎県に支払っているということになり、社会性に問題があるということになります。警察が厳しくないからといっても、社会的地位の立場にいる方にとっては、信頼を損なうことになるのではないのでしょうか。この件につきましては、町長、教育長、議長からもぜひこのようなことがないようにご指導をしていただきたいと思います。

この件につきまして、町長、教育長の見解をお伺いします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

自動車の所有者の件に関わる問題でありますので、道路運送車両法そういった法律がございますので、その中でしっかりと自動車の所有者の方々は対応していただければというふうに思っております。

○教育長（院田 裕一君）

お答えいたします。

まず、教職員については、ほとんどというか鹿児島ナンバーが多いのかなと思っておりますけれども、3年もしくは5年で向こうのほうに帰ってしまうというふうなことがありますけれども、できるだけ奄美ナンバーを所有するように、また今後は、お話をしていきたいと思っております。

また、人事異動の奄美特例というのがありますので、この先生方については、ぜひまだ鹿児島ナンバーがいましたら、奄美ナンバーへの変更をぜひまたお願いした

いなと思っております。

あと、保護者につきましては、私が知っている限りでは、山海留学生の方々の中に他県ナンバーが数台いるのかなと思っておりますので、ここも1年とか2年とかいうそういう区切りがありますけれども、できるだけ奄美ナンバーの所有をぜひご協力いただけるように、今後ともいろいろなところでお話ができればと思っております。ご指摘大変ありがとうございます。

○6番（奥 好生議員）

続きまして、3項目めの住民訴訟について。

1点目、天城町防災センター工事に関する住民訴訟について。

この話をする前にちょっと余談ですけども、昨日、給食センター建設の予算補助率関係について議論がありましたので、ゆうべいろいろと調べてみました。これは、県を通して事務をやるということだったんですけども、県のほうに何とか補助率を上げてもらえるような仕組みはないものかと一生懸命探していたんですけども、そうしますと、会計検査院のところがヒットしまして、学校給食センターを全国的に造っている自治体の中には、積算ミスがあって、最高5千800万とか返納しなさいという事例が多々あるようです。千葉県では5千800万、長野県で5千300万、愛知県で5千300万、鹿児島県で4千300万という会計検査の指摘を受けまして、交付金を返しなさいという事例もあったようでございます。ですので、ちょっと給食センターを造るのには、やっぱり昨日のお話のように、補助率は建設工事費の3分の1ではなくて、該当する補助該当内の3分の1ということで1億円ぐらいじゃないかなと認識をしたところでございます。

今の話はちょっと余談なんですけども、これからちょっと質問のほうに入っていきます。

過去の議事録等を読みますと、A工区の当初の完成時期は平成28年3月24日であります。これが実際は5月中頃までかかったけども、担当課のほうは、国への報告は3月24日に完成したという報告をした。そのことが問題になっていると私は認識をしております。

それで、私は、7月19日にこの民事訴訟の裁判の傍聴をしてきました。そこでの裁判官のお話は、3月から5月にいわゆる年度をまたがっているので、事故繰越ができたかできなかったかが争点になっていたように感じました。

事故繰越とはどういうものか、次回に双方で協議をしましょうという15分程度ぐらいの裁判だったように記憶をしています。その後は傍聴に行っていないので、先ほど町長がありましたように、その後2回ぐらい裁判があったようなんですけども、総務課長のほうへは弁護士から報告があったと思いますけども、簡単でいいん

ですけど、どのような内容だったのかちょっとお答えできれば幸いです。

○副町長（禰 清次郎君）

この天城町防災センター新築工事未竣功工事に係る住民訴訟については、大変多くの方々にご心配、ご迷惑おかけしているのではないかと感じております。

今これまでも、毎回議会の本会議の中でお答えしてきておりますが、現在は、事故繰越のところが争点になっているかと思えます。

それで、そのことについて今、鹿児島地裁のほうで行われているということで、次回が今年20日に行われる予定だということでございます。

○6番（奥 好生議員）

防災センターの完成は平成28年12月19日で、翌年の平成29年2月4日に防災センターで完成祝賀会が盛大に挙行されております。その当時の議会議員も大いにおいしいビールやらお酒を飲んだことでありましょう。私は、平成28年度当時は再任用職員として、防災センターの管理条例及び管理条例規則の制定事務をしておりました。議員に当選したのは完成から2年後の平成30年12月であります。

私には気になることが2つほどあります。返済金4千298万225円を返還したのが、完成した日から4年と4ヶ月余りの令和3年4月30日、加算金2千218万4千172円を返還したのが、4年と5ヶ月余りの令和3年5月24日でございます。令和27年度の決算も、建設経済常任委員会の審査を得て議会で承認をされているはずでございます。なぜ、その当時A工区の完成が遅れていることに、議員の皆さんは気がつかなかったのでしょうか。

議員の使命は2つあります。1つは、本町の具体的政策を最終的に決定すること。2つ目は、執行機関の事業が適法適正に、しかも公平効率的に民主的になされているかを批判し監視することです。もし気がついた議員がいたなら、議会で指摘されなかったのが、すぐに問題にすれば、加算金は少ない金額で済んだと思います。

結果的に5年と10日分の加算金2千万余りのお金を返済しなければならなくなりました。このお金は、そんなに返済しないで済むお金ではなかったかと思えます。

この問題について、議会に責任があると言われる方もおります。日本は民主主義の国で言論の自由も保障されています。議会においても発言自由が原則であります。ただし、一定の発言の制限もございます。

私も議員個人の意見としての考えではありますが、今回のような5年と約10日分の多額の加算金などが今後発生しないようにするにはどうすればよいか。常日頃から行政事務が適正に執行されているかを監視し、問題があれば速やかに日頃の議会活動の中で指摘するか、または、議会の一般質問等で質問し、正していくのが本来

の在り方ではないかと思っております。議会の責任の取り方としては、常に問題意識を持って将来にわたって検証していくことが最善のやり方ではないかと思えます。

最後に、町長、副町長にお尋ねします。

現在進行中のあまぎ自然と伝統文化体育館や今後の住宅建設、給食センター建設、西阿木名小中学校建設が続いていきますが、町長、副町長の責務をどのように果たしていくつもりか、お気持ちをお聞かせください。

○副町長（袴 清次郎君）

今、天城町には様々な課題があると認識しております。町の豊かにそして天城町に住む町民の方々が、町長が常々おっしゃる暮らし満足度を感じるためには、様々な施策を講じていかなければなりません。そのために、いろいろとなすべきことがございます。

事業につきましては、第一に法を遵守しなければなりません。これまで指摘されたことを教訓にしながら、しっかりとそれぞれの部署では、事業をする際にしっかりと手順立てを行っていただきたいと、それをしっかりと監視指導するのも、町長、副町長の役目であると、責務であると感じております。

そして、その事業、その施設がしっかりと町民の方々の利益に町益になるようにしていきたいと、そして、稼げる施設、町全体に波及できるようなものを進めていきたいと考えております。そのためには、町長、副町長、特別職の責務は大きいものであると認識しております。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

防災センターに係る部分の奥議員のお話については、奥議員のお考えということで受け止めておきたいというふうに思っております。

当然のことながら今、副町長がお話ししましたように、私たちしっかりとその遵法するほうの中で仕事をしていくということは当然であったわけですが、そこが少し甘かったという反省の中で、これからまたいろんな大きな仕事が控え、また出てまいります。その中で、しっかりと法律を守るということはもちろん、また、そして、議会としっかりと情報開示しながら仕事を進めていければという基本的な考えの中で、これから仕事を進めてまいりたいと思っております。

○6番（奥 好生議員）

森田町政も2期目の1年が過ぎました。多くの町民から信頼を受け再任されたわけでありますので、残り3年間はしっかりと行政手腕を發揮し、行政運営を進めていきたいと思えます。

続きまして、4項目め、各種行事、イベントの運営について。

1点目、戦没者追悼式・教育文化の町推進大会・農業祭・金婚式等についてでございますが、まず、戦没者追悼式についてお尋ねします。

さきの戦争で犠牲になられた425柱の御霊のご冥福を祈り、平和の森慰霊碑前で毎年追悼式を行っていますが、遺族関係者の高齢化により参加者が少なくなっている感じがいたします。今後、追悼式をどのような形で存続させていくのか、執行部のお考えをお尋ねします。

○長寿子育て課長（廣田 泰望君）

回答いたします。

戦没者追悼式におきましては、今年10月30日今、奥議員さんのほうからお話がありました天城町浅間平和の森慰霊碑前にて行いました。その中で、戦没者追悼式においては、ご遺族等の参加者の減少が進んでいる中ですが、対象者の人数にとられることなく、さきの大戦においてお亡くなりになられた本町ゆかりの方々への感謝の念を後世にもつなぐために、前例踏襲的な式運営にならないように、また、ご参列なられる方々にも最新の敬意を持って運営を行っていきたいと考えております。

また、ご指摘のありましたように、会場の設営方法、ご参列者の席次とか、そういったところにも会開始直前まで注意を配ろうと、次回の開催に対してもマニュアルだったりチェック表というのを課の中で作成しているところです。

以上です。

○6番（奥 好生議員）

教育長にお尋ねしますが、今回初めて北中生が2人参加されていますけども、平和教育の一環として、北中は近いから都合がいいかも分かりませんが、できれば平和教育の一環として、交互でもいいんですけども、他の小中学校の生徒会の子供たちとか、代表者でもいいんですけど、参加させるお気持ちはないでしょうか。

○教育長（院田 裕一君）

お答えいたします。

北中学校の件は、担当課とそれから学校の校長が話し合っ、ぜひ近くでもあるし歩いていけるし、そんなに時間も制限されないのでもいいんじゃないのかなということで、今年初めてやってみました。

私も、今ご指摘のように、平和教育、本当に近いところにそういうのがあるということ、また町内にそういう慰霊碑があるということは、やはり子供たちにもしっかり伝えていくというようなこと。今回、実際にやってみて、すごく大変いい効果が出ていると私も感じましたので、あと、教育課程にしっかり組み込まれる部分もありますので、そこの辺りが、一部の子供たちだけを参加させるほうがいいのか、

または例えば輪番制で、今年は岡前小学校、次は天城小学校とか、そういうふうに輪番であるほうがいいのか、そこはまた今後、校長会や教育委員会の中でもしっかりまた検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○6番（奥 好生議員）

次に、教育文化の町推進大会についてでございます。

その中で、西阿木名地区推進教育会の事例発表、山海留学を介して家庭生活の変化についてという内容は、山海留学で天城町に来られた保護者2人の体験発表でございました。子供たちの前向きにチャレンジするようになったというお話、また新しい環境での家庭生活のいい方向への変化などを聞かせていただき、大変感動しました。また、教育委員会や学校受入先となっている集落の取組方が素晴らしい結果ではないかと思えます。

今後も引き続き、小規模校の存続、人口減対策のためにもいろんなアイデアを出しながら、山海留学の子供たちが増えるように頑張っていたきたいと思えます。

この大会について何か反省する点がありましたら、総務課長。

○社会教育課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

先般の議会の中でも、教育文化の推進大会に向けて準備が遅いのではないかとというご指摘をいただきました。実際、準備がうまくいかずに、来賓の受付と、あとまた参加者への周知不足により、参加者がなかなか少なかったということで反省をしております。

教育長のほうからも答弁がございましたが、内容は本当にすばらしかったと思えます。我々教育委員会もすぐに反省をいたしまして、どのような計画をしたらいいのか、地区推進協議会とどのような運営の方法をやっていないといけないのかというものを協議しております。

2年後、しっかりできるように、今からでも進めていきたいと考えております。

○6番（奥 好生議員）

続きまして、農業祭についてでございますが、具体的に反省回答を持ったと思っておりますけども、その中でどういった意見が出たかお伺いします。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

4年ぶり、久しぶりの農業祭、イベントまで含めた開催をさせていただきました。反省点といたしましては、こちらの運営の手違いもございまして、講演会のところの周知が会場全体に行き渡らなかったという反省点の一つ。あともう少し時間的な

スケジュールを見直ししてもいいのではないかとこのところの反省が出ているところ
です。

また、今回の反省を踏まえた上で、毎年毎年いい形に持っていくためには、しっ
かり記録等を残した中で、非常に大きな皆さんにご協力いただいたの農業祭となり
ます。前倒し前倒しの中で情報共有して問題点を一つずつクリアしていきましょう
というところで今、農政課の中では話をしているところです。

○6番（奥 好生議員）

確かに講演会、しおりを見ても、どこに講演者がいるのか、あるいは講演者のプ
ロフィールも載っていなかったというところで、非常に残念に思っています。事務
方のほうには課長補佐は確かに2名もいると思うんです。先輩方が直接担当する若
い職員や、そういったところを指導しないといい大会はできないんじゃないかと思
います。

講演会は非常に良かったと思います。その中で、私は講演会が、農業祭がある
1ヶ月くらい前に、ある知り合いの家庭の中に目標達成シートといって81升、
9掛ける9、目標達成シートというのがあって、真ん中に志望校合格、そして英語
は偏差値65を目指すとか、いろんな目標を書いて、メンタル面でもリフレッシュ、
あるいは図書館を有効活用するとかいろいろ書いて、この子は一昨年、鹿児島大学
に入学しているんです。これ、農業祭のときに分かったんですけど、このシートを
このことをマンダラチャートと言うらしいんですけども、農業祭のときの講演者
の方も、このマンダラシートを使って、自分の目標に向かって実績を上げて、講演会
にも呼ばれるようになったというお話でした。

参加者の中には、ある方から言われましたけども、今、農業センターで頑張っ
ている、研修をしている研修生にも、外にいるんじゃなくてこの講演会の中に来て聞
かせるべきではないかという意見もございました。それについて、課長どう思われ
ますでしょうか。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

まさしく今、奥議員がおっしゃったところも、現場のほうから意見として出た
ところであります。

講師の先生、前日入りしていただいて、その晩、町内の若手の農家さん、新規就
農の方がメインなんですけど、まずお声掛けして、懇親の場を設けたところなん
ですけど、その場でも大変有意義な町内の若手の農家さんへのご提言等を頂いて、その分
については充実した時間を持てたんですけど、いかんせん、当日の講演会場のところ
は深く反省しているところです。

○6番（奥 好生議員）

続きまして、金婚式についてちょっとお話しします。

たしか対象者が20組いたそうでございますけれども、参加された方は2組でありました。できれば半数の10組ぐらいは参加していただくような取組方が欲しかったと思います。聞くところによりますと、対象者に文書で案内状を出して、参加出席を電話で取るという事務的なやり方だけで済ませたようではありますが、せっかく町主催のおめでたい行事でありますので、できれば課長を含め、担当職員ぐらいは直接担当者の自宅を訪問をして参加をお願いすることなどができないものか、副町長にお尋ねをいたします。

○副町長（袴 清次郎君）

3年余り続いたコロナ禍が終わり、ようやく対面でいろんな行事ができるようになってまいりました。これまで約4年間、行事、イベントが中止でできない中で、いろいろと今年の行事については不備があった点は否めないかと思っております。特に参加者、ご招待される方々へのご配慮であるとか、また、集客の工夫が一つ足りなかったというのは反省しております。

そのような中で、ご質問の合同金婚式の対象ご夫婦へのご案内の件であります。今、ご提案の件も含めまして、来年度以降しっかりとまた担当課と一緒に工夫をしながら、皆様方に喜んでいただけるような行事、イベントにしていきたいと考えております。今回の今年の様々なイベントの反省点を生かせるように努めてまいります。

○6番（奥 好生議員）

この四、五年、コロナ禍で行事がほとんどなかったわけなんですけれども、私の考えは、四、五年ぶりだからミスがあっても当然という考え方は、私はしないんです。四、五年間、その担当職員は仕事を何もしないで何をしていたかということになるわけですので、その四、五年間は余裕をもって、いろんな他の市町村の行事の仕方、あるいは過去の行事の仕方とかを精査をして、4年、5年ぶりになる行事は、今まで以上に盛大な式典あるいは行事を行うという意欲を持った気持ちで仕事に臨むのが、私は普通でないかと考えておりますけれども、ぜひ、今後來年からは、安易なミス等はないように、ぜひお願いしたいと思います。

5項目め、農政について。

1点目、農業振興地域整備計画の見直しについてでございますが、50年ぶりにやったということでなかなか経験もなく、担当職員も戸惑ったかも分かりませんが、何かしら委託業者に丸投げしたような感があります。

例えば、その間に私は農振除外とか、もう明らかに外してもいいような箇所につ

いては、このときに外していただきたいという箇所をある程度要望していたという記憶があるんですけども、それが外されていなかったと。農振除外をして、また農地転用なり農業委員会の許可をもらおうと、最低6ヶ月以上かかるんです。やっぱり5年間の見直し期間というのがあって、5年後に見直しを実施するわけですので、その中で担当はやっぱり天城町内の地区隅々まで、外すところはどっちかというともう決まっているんです。住宅に囲まれた中に農地があるとか、ここはもう集団的な農地ではないとか、畑総事業を入れても集落に密接していて、8年以上経過している場所とか、そういうところについては、やっぱり将来家を建てたい、二、三年後に家を建てたいという方の意見とかも尊重して、やるべきではなかったかと思えます。

他の自治体ではそういったこともやられているんです。住民説明会というのはそういうのが目的ではないかと思っていますけども、担当課長。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

令和2年度から3ヶ年かけての見直しでした。住民説明会のところは、ちょっと私任でいなかったのが現場のほうは把握しておりませんが、今回、奥議員からご質問いただいて調べた中では、例えば近いところ言えば、喜界町さん、恐らく住民説明会も当然行っております。事前の広報も行っております。見直し後にパブリックコメント、外すところ入れるところをお示しして広く皆さんから意見を聴取するという手続も組んでおります。

残念ながらその部分については、その当時、天城町においてはなされていなかったと認識しております。

先ほどのイベントと一緒にですが、やっぱり10年の目標というか見通しを立てての計画ですので、緻密な中で見直しを行っていく必要があると思っていますので、今回、調べて出てきた事柄については、次の見直しではしっかりと、まず事前の広報、途中での説明会、ある程度見直しができたときの、また皆さんからの意見の広報というのは、しっかり取り組んでいかなければいけないと思っています。

○6番（奥 好生議員）

どうしても行政の職員というのは、事務的に閲覧期間を設けましたとか、掲示板に貼ったとか言いますが、人口が1万、5万とかいる都市であれば、それもいいかも分かりませんが、もう五、六千人ぐらいしかいない町内にありますので、職員は手間暇かければ、各集落に回って直接意見を聞けるわけですので、できるだけ事務的な処理をしないで、ぜひ町民の意見も聞いて、次回、変更計画があるときは、そのような形でやっていただきたいと思えます。

続きまして、6項目めの住宅政策について。

1点目、居住者ニーズに対応した住宅政策計画についてでございますが、これは12月10日の南海日日新聞ですけども、管理不全の空き家対策強化改正特別措置法13日施行、いわゆる昨日ですね。（笑声）

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。11時10分より再開をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

奥好生議員。

○6番（奥 好生議員）

建設課長に情報提供というか、今後の質問の補足なんですけども、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正というのが、今年の6月14日に公布されまして、6ヶ月間の周知期間を置いて、昨日、令和5年12月13日に施行になりました。皆さん、新聞報道で見られたと思いますけども、ちょっと読んでみますね。

空き家の管理強化や活用を促す改正空家対策特別措置法が、13日施行される。状態の悪い物件の区分として、新たに管理不全空き家を創設、市区町村が所有者に是正を勧告した場合、固定資産税の軽減措置を適用しない仕組みを設ける。国土交通省の担当者は、所有者は放置せず、適切な管理を意識してほしいと呼びかけている。現行制度は、放置すれば倒壊など周辺に著しい悪影響を及ぼす恐れがある物件を特定空き家としており、新設する管理不全空き家は、その予備分との位置づけ。例えば、屋根や柱が破損、腐食している、窓ガラスが割れている、立木や雑草が繁茂しているといった点を基に市区町村が判断する。改正法では、市区町村が該当物件の所有者に修繕や撤去を指導勧告できる仕組みも設定、勧告を受けた場合、所有者は、空き家の屋敷に係る固定資産税について、最大6分の1軽減される措置が受けられなくなる。総務省の2018年調査によると、賃貸・売却用物件や別荘などを除き、使用目的のない空き家は、全国に約349万戸あり、1998年からの20年間で約1.9倍に増えている。国交省は、このままのペースでは30年に約470万戸まで増えると推計。手入れして活用可能な空き家を増やすなどして同年に400万戸程度に抑える目標だ。改正法では、このほか市区町村が設定した区域内で、空き家の建て替えや土地の用途変更をしやすくする制度や、管理・活用支援法人に指定された地域のNPO法人などが消

費者からの相談対応に当たる仕組みも設ける。

さらには、何年前に、住宅政策として「とくのしま居住支援協議会」も設立をされております。その会議が、今日開かれるんですかね、たしか。A Y Tで放送をずっとしていますけども、この「とくのしま居住支援協議会」というのは、住宅確保要配慮者に賃貸住宅への円滑な入居など促進を図るのが目的、徳之島3町、不動産業2社、社会福祉法人、公益財団法人6団体と連携して設立準備を進めてきたと書いております。

この中で、住宅確保要配慮者といいますと、低額所得者（月収15.8万円以下）、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障害者、子供（高校生相当まで）を養育している者、6、住宅の確保に特に配慮を要する者として国土交通省令で定める者。「国土交通省令で定める者」としましては、外国人、東日本大震災等の大規模災害の被災者、都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者というふうになっております。

今後、長寿命化計画で基づいた住宅計画があるわけなんですけども、こういったいろんな情報を考慮しながら、居住者のニーズに合った住宅の建設を進めていきたいというのが私の考えでございます。

例えば、「今ここに住宅があります。古いから取り壊します。ここに住宅を新たに造りました。ここに住んでください」ではなくて、やっぱりニーズ、町民のニーズ、自分は自分の出身地の集落に住みたい、だけど空き家がない、貸家もない、そういった場合に、こういったいろんな情報を取って対応する。したがって、町の計画も、もしそういったのがなければ、新たな計画の変更をして、そういった希望者のある、希望者が住みたい場所に住宅を建設する、そういった方向も、ある程度、考慮に入れていただきたいという考えなんですけれども、担当課長、どうでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

現在、町営住宅申込公募をして、申込者を、希望者を募っております。その中から抽選で入居者を決めるわけですが、それとは別に、過去からずっと待機者という形で、今、建設課のほうで待機者の人数把握はしております。ここ平成28年頃は70人超えておったんですが、ここ数年は、大体40人程度で推移しているところです。その方々の希望する住宅、または高齢者の単身なのか高齢者の夫婦の世帯なのか、また子育て世帯なのか、その辺の数字も建設課のほうで把握をしております。また、その方たちが中央地区を希望なのか、北部地区を希望なのか、南部地区が希望なのか、その辺のデータも集めております。

ですので、今、奥議員が言われるように、今、建替えを進めてきておりますが、同じ戸数をそこに建替えるのではなくという話もあります。また、新たに新規建設も、今であれば前野とかですね、今年是三京に木造も造っております。そういう与名間のほうにも木造も造っております。そういうことで高齢者向きも、那須のほうに町単独事業でも建設してきておりますが、そういうニーズ、申込者の待機者のニーズ、また、今後1年、2年、3年、5年、10年超期で増えていくであろうニーズ、その辺も建設課の長寿命化計画の方には反映をして、町長のほうもお答えさせていただきましたが、新たなその住宅敷地等の提供のお話もあったりしますので、その辺もまた、検討に入れながら、バランスよくこの待機者及び今後のニーズに対応できるように、建設課のほうでは進めていければと考えております。

○6番（奥 好生議員）

続きまして7項目め、世界自然遺産登録後の自然保護の取組について、アマミノクロウサギ生息地周辺の保全対策についてでございますけども、私の情報によりますと、当部の南部ダム、クロウサギの観察小屋にすぐ近いところに民間が、土地を購入したのかどうか分かりませんが、そこに何か宿泊施設を造るという計画があるという噂を聞いておりますが、これについて、どなたか知っている、執行部で情報を取っている方がおりましたら、ちょっとご説明をお願いします。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃる、今、当部のクロウサギ観察小屋がございます。その横に隣接したローズ畑、今現在、ローズ畑でございますが、その土地、定かではありませんが、面積が約1.5反ほどの土地でございます。そこと、また道路を挟んだ向かい側に、今、使用していない小屋、牛舎の跡がございます。そこを、ある事業者の方が購入したいと、していくと、その契約状況については把握はいたしてはおりませんが、そこを購入して、そのローズ畑についてはクロウサギがよく出てくる場所でございますので、その土地は触りませんと。もう一方のところに宿泊施設を造りたいという計画を聞いてはおります。

○6番（奥 好生議員）

以前からNPO法人とかですね、クロウサギの観察ツアーなどをするときには、当部の「あがりまた」駐車場に車をとめて、そこから観察小屋のほうまで歩きながら観察をしております。そうすると、一晩1時間足らずで20頭前後のウサギを見ることができます。「あがりまた」からすぐ行った道路脇にも出ているそうでございますので。

そういったクロウサギの生息地でございますので、できれば、当部の集落内にこ

ういった施設は造るのが望ましいのではないかと思います。ああいった民間が、目の先に、クロウサギの生息地のすぐど真ん中に、そういった施設を造るのはどうかと思いますので、ここら辺については、慎重に対応していただきたいと思いますが、副町長、どうでしょうか。

○副町長（袴 清次郎君）

多くの方々の念願でありました世界自然遺産登録が、現実のものと、実現したわけであります。島の宝であるこの豊かな自然を世界の宝としてしっかりと後世に引き継いでいくのが、今を生きる我々の責務であると感じております。その島の地域の活性化と、また自然の保全保護、これをバランスよく進めていかなければ、この島の発展はないと感じております。そのようなことから、整備についても、そのような環境に配慮した整備を進めていくことが必要ではないかと認識しております。

○6番（奥 好生議員）

続きまして8項目め、教育行政について、1点目の置き勉（置き勉強道具）の実態と宿題についてでございますけれども、先ほど教育長のほうからご説明がありました、一応許可している内容についてでございますけれども、実態としては、どうでしょうか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

実際、私、学校を訪問し、確認してきました。実態としては、先ほど教育長が答弁した内容と同じです。そして、教科書等以外のノート、その他必要とするもの、社会でしたら地図とか地図帳とかあるんですけども、持ち帰り学習のときは持ち帰って使うと、それを使用するというような、各学校担任の先生方がいろいろと工夫をされてやっている現状です。

○6番（奥 好生議員）

実際、父兄とか子供たちから聞く話と、ちょっと違うんですけども。

じゃあですね、来年の3月議会ぐらいまでに抜き打ちで私、議会議員がですね、学校に訪問していいという、訪問してそういったのをチェックしてもいいという許可が取れば、お願いしたいんですけど、教育長、どうでしょうか。

○教育長（院田 裕一君）

今、総務課長がお答えしましたけれども、私も一緒に、当然、学校に子供たちの授業を見に行ったときには、そういう置いてあるというか、そういうのがあります。小学校の場合は、例えば、そういうコーナーがありまして、そこにもうまとめて置いていると。その各学年によっても違うんですけども、例えば、書き方とか道徳、毎日使うようなものではないものを、よく置いているようです。

また、中学校は、後ろに個人別の棚がありまして、そこに今のような置いてあったり、また、教科担任制ですので、例えば、美術の本は美術室のほうに置いたりとか。で、一応、一番懸念をする、懸念というか、やはり学習をするときには、きちっと持って帰っていると、持ち帰らせていると。また、子供たちも自主的に、じゃあ今日は地図帳を使って、しっかり日本のことを調べてみようというときには、もう、やっぱり担任も、そういうふうな宿題を出しますので、子供たちもしっかり持ち帰っているというようなことで、やはり日々こう、何て言ったらいいんですかね、子供たちの学習をしっかりできるように、学校側では配慮しているというふうに私たちは認識しているところでございます。

以上です。

○6番（奥 好生議員）

私が懸念しているのは、中学生なんですけども、小学生は素直な子供が多いんで問題ないと思うんですけど、中学生ですよ。全国学力テストも、今年は非常に、2ポイント以上上がっていて成果が出たように思えるんですけども、まだまだ伸びていただきたいという思いもあるわけですね。教育委員会が目指す世界雄飛と島を担う人材育成、そういうのを目標にしているわけですので、どうですかね、再度、抜き打ちで日程を決めないで学校を訪問してもいいかという許可は取れるでしょうか、お聞きします。

○教育長（院田 裕一君）

今、開かれた学校というか、もうPTA、ごめんなさい、議員さんでなくてもですね、やはり学校のほうにどンドン行って、ぜひ学校を見ていただきたいというのはありますけれども、ちょっと「抜き打ち」という言葉がですね、すみません、何かそういう言葉で行くと、何かこう、すごく、もう何か、こう、学校が構えてしまいますので、そういうことではなく、地域の、方としてですね、授業を見させてくださいとか、やっぱりそういうことであれば、それは十分可能なのかということで、もちろん私たちもですね、学校に行くときも、何月何日、どのことについて行きますねというふうなこともしていません。ただ、こう行って、見るとかですね、本当に子供たちの様子を見るとか、やっぱりそういうことはですね、当然、あと県民週間とか11月の第1週に県民週間とかいうのもありましたので、そういう機会も活用しながら、また、日曜参観とかそういうところもいろいろとあると思いますので、そこはもう十分、ぜひ見に行っていたいただければなということ、私の感想でございませう。

○6番（奥 好生議員）

ちょっと話の内容がずれているような気がするのです。私も、小学校、中学校と天

城町で学校に行ったわけなんですけど、教育委員会と学校というのはですね、教育委員会は、いつ学校訪問しますと言うと、もうきれいに構えて待ち構えているんですよね。正門で待ったり、お茶の準備したり、資料もきれいに作っています。それはそれとして、私が知りたいのは、中学生の子供たちが、本当に英数国社理の教科書を毎日家に持って帰っているのかというところを、実際確かめたいわけですよ。これ以上言いませんので、そういう気持ちがありますので、そこら辺は実態に応じてですね、教育長、教育委員会のほうで、しっかりと把握をしてやってください。以上です。

2点目、徳之島高校通学費助成について。この通学費助成についての目的を、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

やはり、この第一の目的は、保護者の皆様の負担軽減ということを目的とさせてもらっております。

○6番（奥 好生議員）

実態としては、バスの定期券、あるいは回数券を購入する保護者、あるいは生徒がいないということですね。

結局、目的としては、保護者の経済的な助成をするというのが目的でございますので、私も私なりにいろいろと調べてみました。全国的に、やっぱりそういった補助をしています。中には、電車の定期代、バスの定期代だけ認めているところもあります。中には、地域によっては、この地区に住んでいる人は歩いて行っている人にもあげる、保護者が自動車で送り迎えしている方にもあげる、定期券を買っている方にもあげる、金額はそれぞれまちまちなんですけども、せっかくそういった目的、経済的負担をなくすという目的でありますので、回数券、定期券に限らずですね、幾らかの燃料代、あるいは交通費に相当する額の何分の1でもいいんで、そういったところは助成してもらえたらいいかと思うんですけども、どうでしょうか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

この事業ですけど、平成2年から実施しまして、今年度につきましては、全額助成ということで議会の承認を得て、徳之島高校に通学する子供たちに通知をさせていただいております。でも、残念ながら、現在、まだ申請等のないのが実態です。

今後、今、奥議員がおっしゃるように、私たち、また協議をし、議会の皆様のご理解をいただいて進めていきたいと考えております。

○6番（奥 好生議員）

従来の予算措置もしてあると思いますので、その範囲内でも結構なんですけれども、ぜひ来年度4月ぐらいから施行できるような形で持っていったらと思っております。

続きまして、3点目の学習塾夏季スクーリングについてでございます。聞くところによりますと、今年2名、昨年1名、この方たちは、島外、鹿児島辺りに持ち家があるとか、そうやって兄弟がいるとか、厳密に言えば転勤者のご子息ということになります。せっかく町内に住んでいるわけですので、そういう方も当然出してあげるべきだと思います。例えば、鹿児島県知事だって伊仙幼稚園、伊仙小学校、1年まで歩いて、そして鹿児島県知事までなられたわけですので、徳之島に対する思いは非常に強い方だと思っております。そういう意味でもですね、これについては異論はございません。

ただし、町内に住んでいる子供たちが行けないというのは、非常に残念なことでありますよね。目的は、天城町内に住んでいる子供たちに鹿児島の塾に行って、周りの子供たちがどれぐらい真剣に勉強しているかというのも体験しながら、レベルの高い勉強を学ぶというのが目的ではないかと思っております。

そのためにもですね、何らかの、この前、議会でも言いましたけども、何とか付き添いをつけてでもですね、町内の子供たちをもっと多く行かせてあげたらどうかと思っておりますけれども、そこら辺、予算も絡むことだと思いますけども、町長、どうでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

私たち、強化セミナーをやっておりまして、その後、その強化セミナーをどうやって、もっとグレードアップしていくかという議論の中でですね、このスクーリングというのが出てきたというその経緯は、そういう状況だというふうに思っております。ただ実際、なかなか親御さんの負担、そういったものがあって、なかなかそこに手を挙げていただけるお子さんが少ないということでもあります。

やはり一番は、その子供たちの学力をどうやって向上していくかということですので、今議員のお話しのような、何か集団で引率していくようなやり方とかですね、いろんなこの選択があるかと思っておりますので、ぜひこのせっかく私たちがつくった、この制度でありますので、子供たちがしっかりと学んで、そして、鹿児島の子供たちと肩を並べて、競争競争というところもいかなことかと思っておりますけれども、鹿児島の子供たちのそういった状況などを見て、そして、しっかりと自分に返ってくるということは大事だと思っております。これを十分に活用するという事の中で、いろんな選択があるのかなというふうに思っております。

もう一つですね、今教育委員会で考えているという私のほうにあるのは、東京大学の生徒さんが、ウェブで、オンラインで、その授業をしている、そういったことも取り入れることができないかということなども言うておりますが、この夏季スクーリングについては内容を充実するという、そしてまた、新しいオンラインでの授業、そういったこともですね、ぜひいろんな手法をしながら、子供たちのその学力向上、そしてまた、視野を広げるということについては、教育委員会のほうでしっかりとやっていただきたいと、私は考えております。

○6番（奥 好生議員）

4月ぐらいから即ですね、実践できるような体制をつくれませんか。

○教育長（院田 裕一君）

ありがとうございます。今、町長からもありました東大ネットワークアカデミーという授業なんですけども、これ隣の伊仙町も今やっておりまして、よくそのまあ、じゃあ東大生だったら教えるのは上手なのかといったら、そうでもないようみたいですよ。でも、やっぱりそのネットワークアカデミーの学生さんというのは、そういう訓練を受けた学生が、本当に分かりやすく教えてくれます。

11月の25日にですね、うちのユイの里ホールで、実際に体験もさせました。私もそれに参加しました。そこには、その興味のある中学生、そして保護者、強化セミナーで実際に子供たちに教えている先生方も。で、それをしたらですね、やはりすごくこう、一方通行ではなく、こちらの意見も向こうにするとか、やっぱりそういうふうなやり方、それは、なおかつ、やっぱり、今オンラインですので逆に場所もあまり制限されないというふうな利点もあります。

ただ、町長も、そして議員がおっしゃったような同じこういう空気感、空気感というのは、なかなかそれは体験はできないんですけれども、その以前に、いろんな方法はあるのかなと思ってですね、その辺りが、また具現化できるように、ぜひまた前向きに検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○6番（奥 好生議員）

それでは、4点目の給食センター建替え計画の進捗状況についてでございますが、昨日も、この件についてやり取りがありました。私のほうで、ちょっと調べましたところ、やはり補助率3分の1だけでも、その建設工事費全体の3分の1ではなくて縛りがあるようで、なかなか難しい、補助率をアップするのは難しいような感じがします。

それでですね、過去に、これは真逆の参考事例なんですけども、調査建設基金というのが昔ありました。森田町長は知ってあると思いますけども。昭和56年から

の記録しかないんですけども、最終的に一番大きかった基金がですね、これは平成4年ですかね、約10億、これで全体は20億前後ぐらいですかね、町長。で、この庁舎を造っております。

もう一点、真逆なんですけども、これは直接、私が担当しましたけども、AYTのアナログ化をデジタル化にするときに、これ教育委員会総務課長も一緒にやったことあるので分かると思いますけど。AYTのアナログ化、デジタル化したときの総事業費が12億5千万ほどかかりました。

そのときは、非常にですね、とんでもない、まさかと思うような補助率で、公共投資臨時交付金というのがあるんですけども、3分の1の補助金でした。残りの3分の2について、さらに90%の補助金を出しますというのがありまして、伊仙町と天城町は、それに乗っかって、インターネットも各家庭に引いた経緯がありますけども、今回は、全くその逆ですね、12億に対して1億しか補助金が出ないという状況なわけですね。

その中でですね、昨日、基金を調べました。財政調整基金9億余り、プラス今年の補正第2号ですかね、2億1千万の増額、公共施設整備基金が7億2千万、天城町学校施設整備基金4億6千万プラス今年1億プラスしました。合計23億あります。23億9千万ぐらいですので、町長はもう多分、分かっていると思うんですよ。今年の、来年、再来年が、町長の勝負の年ではないかと思っています。

教育委員会のほうが、こういった役場全体の予算がどれだけあるかというのを、あまり把握していないと思いますよ。把握していれば、事務はですね、もっともっと早く進んでいたと思いますよ。基本設計もつくり、いろんな計画書もつくれたと思うんですけども、執行部のほうで予算を確保してあるのに教育委員会がなかなか進まない。

例えば、その土地の購入代の税の軽減なんですけど、普通は確定申告で、そういった処理をするのが普通なんですけども、確定申告に添付する書類を税務省に手続取っているんですか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

私どもの、今この事務につきましては、給食センターの所長と本課、私の補佐のほう、2名体制で進めております。今の税に関することにつきましては、鹿児島税務所への申請で、事前の減免等の処理ということで書類を上げさせていただいております。

○6番（奥 好生議員）

たしか所得税の控除額は、公共事業の場合は5千万控除があると思うんですけど

も、事務的なことは、それで正しいわけですか。まず、税務所の許可をもらわないと確定申告で工事を受けられないということですか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

譲渡所得等の課税の特例ですね、特例の適用に関する確認ということで、鹿児島税務所より許可をいただいております。

○6番（奥 好生議員）

分かりました。

先ほど予算と言いましたけども、これだけの予算があるわけですので、一応持ち出しは可能だと思いますよ。財務の担当の方は、どうですか。

○企画財政課長（森田 博二君）

お答えいたします。

昨日の一般質問の中でもございました給食センターの建替えに係る事業費、12億8千万だったと思っております。そのうちの1億、あと基金が、昨日の答弁では5億という話をしておりました。

また、議員がおっしゃられるような、ほかの基金も充当できるのか、昨日、議会終わってから、課の中でミーティングをしまして、その話をして、係と話をしたところでございます。職員とも知恵を出しながら、財源の確保には努めてまいりたいと考えております。

○6番（奥 好生議員）

辺地債の実質負担は何%ですか。

○企画財政課長（森田 博二君）

お答えいたします。

辺地債につきましては、80%が交付税措置されるということでありまして。（発言する者あり）20%になります。

○6番（奥 好生議員）

もうこれ以上言っても、ちょっとあれですので、もう最後は、やっぱり町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○町長（森田 弘光君）

これまでも議会とお話をしてきました。やはり、将来を担う子供たちをしっかりと育てていくというのは、私たちの責務だということ、そして、やっぱりその中で、子供たちの学校での安心・安全、そしてまた、体を育てていくために、給食センターというのは、私は必要、欠かせないものだという認識でおります。

そういう中で、今ある給食センターが非常に老朽化をし、ある意味、だましま

し使っている状況の中でありますので、給食センターを造っていくということについては、私は喫緊の課題だというふうに思っております。

そのために、いろんな町の財政の中で、学校施設整備基金、それからまた公共施設整備のための基金等も積み立ててきました。これも議会と一緒に同意を得ながら、将来のその公共施設、学校施設を造るときには、緊急の課題、お金が必要だから、これを積み立てていきますという合意の中で、私たちはそれをやってきたかと思っております。

その中で財源については、またしっかりと、私たち総務課、また企画財政課と一緒にあって、しっかりと県庁へ行って知事にもお願いする、またいろんな手段があるかと思っておりますので捉えていきたい、そのためには、やっぱり給食センターについては、早急に教育委員会のほうで進めていただきたい。また、その中で財源については、私たちもしっかりとそれを対応していきますということであります。

○6番（奥 好生議員）

教育長、ちょうど今こういうふうにおっしゃいましたので、もう今日からでもですね、もう建設に向けて、しっかりとやっていただきたいと思います。

続きまして、5点目の西阿木名小・中学校校舎建替えについてでございますが、今どのようなところまで進んでいるのかお尋ねします。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

西阿木名小・中学校ですけれども、天城町長期ビジョンの中で、令和7年度予算の頭出しをさせていただいております。今、私のほうで、先ほど教育長からの答弁もありましたけれども、9月、また総務文教常任委員の方々の学校訪問時のご意見等を踏まえて、年内早々、1月なり年明けですね、すぐ建設検討委員会、関係する方々にお集まりいただきまして話を進めさせていただきたいと考えております。

○6番（奥 好生議員）

あまり時間もないので手っ取り早く進めたいと思いますが、結論ですね。建設基金をつくる考えは、ないでしょうか。兼久小学校は、建設基金というものをつくって建替えをしました。西阿木名小・中学校についても、ぜひですね、もう来年度早々、令和6年度の当初予算にでも基金の設置をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

基金につきましては、今現在、基金条例を設けておりますので、その範囲内で、また、町長部局とお願いをし、積み増しをしていただければと考えております。

○町長（森田 弘光君）

西阿木名小・中学校について、一言、今私の思いというのを述べさせていただきたいと思います。

先日、教育推進大会で、西阿木名の父兄の方が、お話の中で、中学校の先生も小学校に来て授業を教えてもらって、非常に小学校と中学校が行き来をして、すばらしいというお話をいたしました。それもあるんですけども、今、教育長とお話ししているのが、義務教育学校、小学校と中学校が一緒になった義務教育学校というのをつくりたい、西阿木名は小学校と中学校が一緒の学校ですので、その場所的にも物理的にも同じ敷地の中で、そして校長先生もご一緒でありますので。

そういう中で、今、鹿児島県内でも義務教育学校ということで、小学校から中学校まで一緒にやっている。そして、これまでの中学校の先生が小学校に来て教えたり、その先生方も自由に行き来できているということがあって、教育長、まだお話ししないんですけど、何回か鹿児島のその先進地のところに行っているんですよ。そこら辺については、やっぱり西阿木名の中で、小・中学校がそういう新しい試みといいますかね、そういう学校が、これからますます発展していくための新しい試みというのが鹿児島県内でもされていますので、ぜひ私は、西阿木名小・中学校を義務教育学校として、新しくその学校をつくるに合わせて進めていけたらというのが私の思いです。

また、そのためにも、また今、これも基金が必要でありますので、ここに西阿木名小・中学校という特定のものをつくっていくのか、今学校施設整備基金というのがありますので、そこに対して、コロナでこれから積み増しをしていくかというのは、まだしっかりと話をして、ここ西阿木名小・中学校を造るときに財源がないというようなことが生じないようにはですね、しっかりやっていきたいと思っています。

○6番（奥 好生議員）

私になぜ、その学校建設基金をつくるべきかということは、やっぱりつくるに当たっての危機感というか、自分に対するプレッシャーですよ。給食センター建設決定についても、なかなか遅い、議会からも指摘をされている、そういった中で、やっぱり自分で自分にプレッシャーを与えるためにも基金というのはつくるべきだと思いますので、そこら辺りは町長と相談をして、早々につくって早い段階で構想を練っていただきたいと。

例えば、もう文部科学省辺りでは、平成27年に、そういったいろんなことを、案を出しているんですね。学校施設と他の公共施設の複合化による効果と、そういったのもいろんなコミュニティをうまく活用できるような学校施設とかいろんなの

がありますので、そういったことをですね。ただ説明をするのではなくて、実際に手を動かして書類をつくる、基本計画をつくる、基金をつくる、そういったところに積極的にやっていただきたいと思います。

あと6点目の奨学金の貸与条例規則につきましては、先ほども規則に従って申込期間を改善するという答弁がございました。もう一点は、これも議会からもいろいろ質問とかあると思うんですけども、滞納、奨学金を借りるのはいいんですけども、返すのがなかなか返してくれない方もいると。したがって、そういう条例規則には、しっかりと連帯保証人を2人つけるような条文を、ぜひ設けていただきたいと思いますが、これについてどうでしょうか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

今ご指摘の点につきましては、規則等、しっかり見直す分は見直して、今後、進めてまいりたいと思います。

○6番（奥 好生議員）

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、奥好生君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議席番号10番、柏木辰二君の一般質問を許します。

○10番（柏木 辰二議員）

通告してある1回目の一般質問を行います。

1項目は、職員採用についてです。以前から職員採用に関し、多くの町民から、世襲、議員の口利き、選挙功労採用が行われているのではないかという疑念の声があるが、正当な採用はなされているのか。

2項目めは、人材育成についてです。近年、農業や建設業などあらゆる職業分野で人材不足が深刻な問題になってきているが、町長は人材育成対策をどう考えているのか。

3項目めは、政治姿勢についてです。

1点目、町長は、行政が町民と真摯に向き合い、信頼関係を築いていくために、

何が必要だと考えているか。

2点目、防災センター工事における交付金返納事件の裁判経過はどうなっているのか、以上の3項目4点について、明確な答弁を求めます。

森田町長。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、柏木議員のご質問にお答えしてまいります。

1項目め、職員採用について、以前から職員採用に関し、多くの町民から、世襲議員の口利き、選挙功労採用が行われているのではないかという疑念の声があるが、正当な採用はなされているのかというご質問でございます。

お答えいたします。

採用試験につきましては、天城町職員の任用に関する規則に基づき実施しているところでございます。一次試験では、鹿児島県市町村行政推進協議会が実施いたします市町村職員統一採用試験により、教養試験、事務適性検査のほか、性格特性検査を行っております。

一次試験の合格者の決定につきましては、3名の委員を委嘱して審査会を開催し、その得点順に従い、必要と認められる数の一次試験合格者を決定しております。

また、二次試験では、作文試験、面接試験を行っておりますが、一次試験同様、外部から面接官を2名招聘し、その試験を実施しております。

以上の経緯、結果を踏まえて職員採用を行っているところでございます。

2項目め、人材育成について、近年、農業や建設業などあらゆる職業分野で人材不足が深刻な問題になってきているが、町長は人材育成対策をどう考えているのかということでございます。

お答えいたします。

全国的にも人口減少や少子高齢化が大きな問題となっている中、本町でも、そのことにつきましては喫緊の課題であり、各分野で担い手不足や人材不足が顕著になってきております。

そのような中で、地域の産業基盤の強化を図るための施策は重要であるという認識のもと、本町への移住提出施策による地場産業への定着やその還流を確かなものにしていくことが重要であると考えております。

3項目め、政治姿勢について、その1、町長は、行政が町民と真摯に向き合い信頼関係を築いていくために何が必要だと考えているのかということでございます。

お答えいたします。

町民の皆様との信頼関係構築のための前提として、行政は広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、「むーるし語ろう会」の開催など、町民との対話を通じて、集落や個々の意見・提案、またニーズを的確に把握し、町政に関わる情報を共有することが大切であると考えております。

私は、就任以来、職員と3つの約束をしてきました。

1つ目は、「先ず隗よりはじめよ」、2つ目に「スピード感をもって対応」、3つ目に「必ず記録・メモをとろう」という約束であります。5年後、10年後の天城町のことを考え、住民の幸せのために自ら汗をかき、スピード感をもって仕事に取り組む姿勢が大切だと考えております。

そのため、私を含め行政職員は、町民の視点に立ち、高い倫理観のもと、公正かつ誠実に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築することを目指しております。

3項目め、政治姿勢について、その2、防災センター工事における交付金返納事件の裁判経過はどうなっているのかということでございます。

お答えいたします。

先ほど奥議員にもお答えいたしましたが、天城町防災センター未竣工工事に関する住民訴訟は、9月定例会以降、9月27日に第9回公判、10月25日に第10回公判が鹿児島市町裁で行われました。次回第11回公判は12月20日に行われる予定となっております。

この件につきましては、これまでも申し上げましたように真摯に対応していく考えでございます。

以上、柏木議員のご質問にお答えいたしました。

○10番（柏木 辰二議員）

1項目の職員採用についてからいきます。この問題は、私は、ずっと前に、以前にも、この件に採用の在り方とかについて少し聞いたことがあるんですけども、まず今回、あえてこのような言葉にして問題提供をしてみました。今、皆さんも、恐らくここにいらっしゃる皆さん全て、私は一度は聞いたことがあると思うんですが、特に世襲ですね、職員の世襲、議員の口利き、選挙功労採用、これは巷では、以前から、今の町長じゃないですよ、その前からも、そういう話がよく聞こえます。そして、私たち議員は、私と言いましょ、私個人の議員としては、そういう話を聞く度に、そういうことはないだろうと、今、天城町では、平成28年に天城町議会基本条例と、それから政治倫理条例、これができていますから、それは私はないと思いますと、そういうふうに答えるしかないんですが、それにしてもそういう声が聞こえてきます。

それで、私自身も感じている、その採用試験の在り方、その中で少し気になると

ころがありますので一つ一つ聞いていきたいと思います。

まず、この世襲なんですが、職員の世襲ですね、今まで職員が、その職員が辞められて、代わりに代わりというか、その同時に、同時という言い方、あれですね、自分のご子息が役場職員に採用されるとか、そういうことは、実際、結果としては、こういう結果が出ているんですが。例えば、町民から、それは世襲でおかしいんじゃないかと、もし問われたときに、町長はどういったふうに説明されますか。例えばですよ。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

1回目冒頭の答弁にもありましたとおり、天城町の職員の任用に関する規則というものがあまして、それにのっとり、一次試験、二次試験を行っております。そこには、男女、性別、それから住所、そういったものの制限はございません。言わば、日本国民ということ、日本国籍を有する方ですね、そういう募集要項に適合している中で、この採用試験を受ける、そういった権利があるわけでございますので、それにのっとり、その職員の任用試験、そういったものを経過した結果が、そのような採用に至るといふふうに私は認識しており、そのように、万が一、もし私にそのようなご質問があれば、そのように答えて、当然のことですけれども答えてまいります。

○10番（柏木 辰二議員）

分かりました。

次に、行きます。次の2点目ですね。この議員の口利きとか、その辺は実際に、町長はそれらしきことをお願いされたりとか、そういった事実はあるのかないのか、そこだけお聞きします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

私がこの職に就いてからは、そのようなことはございません。

○10番（柏木 辰二議員）

安心しました。

もう一つの選挙功労ですね、この採用は、これは町民の方から見れば、そういうふうに見える場合もあることは多々あると思うんですが、この辺に関して、町長はどういった見解でしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

私どもは、職員の採用に関しましては、天城町の発展、そしてまた、町民の福祉

のサービス、そういった向上に寄与するという観点から、私は職員の採用試験を行っております。

そういう中で、一次試験、二次試験を経過というか、そこを合格してきた職員、そういったことから私は職員を採用しております。特にその選挙功勞、そういったことについては、私の中では考えておりません。

○10番（柏木 辰二議員）

これ一番大事なところですね。この職員採用に関しては、まあ行政改革だったり職員の人材育成とかその辺に絡んできます。まず、その採用試験は、私は入口だと思うんですね、最初のこの役場職に入る前の。そこに、例えば、そういった事実があれば、やはりこれは天城町にとっても損害になると思います。

例えば、ないということで、例えばですね、そこに外れた、外された試験を受けた方がいらっしゃるとすれば、その人は、その人の人生は狂っていくわけですね、あるとしたらですよ。ないということでいいです。

それで、私が気になるその採用試験の件について、ひとつ時系列で、これ聞いている方が分かりやすくするために、時系列で聞きたいと思いますので。

まず、その職員採用は何月頃に、何月にその職員採用の応募はあるのでしょうか。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

5年度におきましても職員採用試験を行っております。本年度につきましては、7月21日に採用試験の公告を出しております。

○10番（柏木 辰二議員）

公告を出しました。その次に、こういった手順になるのでしょうか。多分、その試験問題を県のその、市町村のほうに、試験官のほうに問題を取りに行く時期はいつでしょうか。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

先ほど7月21日に公告を行いました。その後、7月25日から申込書の受付を開始いたしております。8月の18日まで受付を、郵送での、今は消印有効ということで受付を締め切っております。8月18日です。そこから9月11日に試験問題集が郵送にて到着いたしております。その試験問題につきましては、同日到着後から会計課の金庫のほうで保管ということしております。

その後、9月19日に、一次試験を役場4階のほうで行っております。試験内容につきましては、先ほど町長の答弁のとおり、教養試験と事務適性検査、性格特性検査を行っております。

その当日、教養試験を行うわけですが、その後、その試験回答用紙、こういったものをしっかり梱包して、また受験者の前で割り印等をしまして、職員2名で直接、鹿児島の方で送致いたしました。その後、9月の20日に、鹿児島県市町村——、ごめんなさい、ごめんなさい、先ほどの9月の19日に第一次試験を行いまして、当日郵送で鹿児島に職員2名で送致いたします。その翌日9月20日に、町村会へ試験問題集等を送致したということでございます。

その後、9月の28日、その採点結果が協議会のほうから市町村、また町のほうに郵送されてきております。

この結果につきましても、開封せずに、そのまま会計課のほうで金庫で保管ということでございます。

その後、10月5日に、その一次試験の試験の審査会、これが町内の中学校の校長先生2名と小学校の校長先生1名の委員を委嘱しまして、その一次試験の結果を開封して、その一次試験合格者のこの基準となるラインを決定いたしております。それを受けまして、また二次試験の通知等をいたしまして、10月29日に二次試験を行っております。

この二次試験につきましては、作文試験と面接試験ということであります。

この面接試験官につきましては、南西糖業の本部長、そして九州電力の発電所長と、あと院田教育長が、試験官として委嘱してやっていただきました。

その後、11月10日に、その面接試験官のほうから作文試験の審査結果を頂いております。今そういう状況でございます。

○10番（柏木 辰二議員）

もうちょっと、一つ一つ時系列で聞きたかったんですが、一遍にしゃべられると、ちょっと私も書き忘れたんですけども、10月5日に送られてきた試験結果ですか、採点の。それに今、中学校の校長と南西糖業の、もう一回お願いします。

○総務課長（福 健吉郎君）

10月5日のその一次試験の審査会でございますが、中学校の校長先生が2名、あと岡前小学校の、ごめんなさい、小学校の校長先生が1名ということで、合計3名でございます。

小学校校長先生とは、ちょっと関係なくて、校長会の中から3名の方を委嘱したということで、会長、副会長を委嘱したということでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

その中でラインを決めますよね。例えば、これ何名、今年何名受けたんでしょうかね。その中の何名を、何名まで一次に合格とするとか、点数でここまで、その人数にかかわらず、点数でここまでと決めているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今回、その試験採用に申込みされたのが、一般事務職で17名で、ごめんなさい、先にですね、今回の試験に際して応募した人数、最初の公告を出したときの人数でございますが、一般職、保健師、土木技師、または建築技師、一般障がい、身体障がい者対象枠ということで4つの職種の枠で募集いたしました。採用の予定人数につきましては、全て若干名ということで募集をかけております。

これに対しまして、申込みが、一般事務で17名、保健師ゼロ、土木技師が1名、障がい者対象枠がゼロ名、合計18名の申込みがございました。これを受けて、一次試験を受けたのが、1名欠席でございまして、一般事務で16名、あと土木技師で1名、17名が受験されております。

これに対しまして、その審査会、一次試験の審査会ですが、こちらのほうから、大体基準としてですね、一次試験の合格ラインも、一般職8名、土木技師1名という基準を提示しまして、それによって、その開封した得点順を照らし合わせまして、結果、その8番目が2名同点でしたので、結果としては9名と土木技師1名を一次試験の合格者と決定したところでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

ここ少し気になるところで少し詳しく聞きます。今の説明だと、今説明して私が感じたのは、結局、ラインは成績順に、この9名が決まったということでしょうか。

○総務課長（福 健吉郎君）

あくまで、その点数順、順位でその9名を決定したというところでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

この9名、9名、1名でしょうけど、例えば、これ点数は、例えば、今もう、その9名は一次試験合格という通知が行っているわけですね、本人には、行っていますよね。役場のほうの下の告示、公示板には番号しかないと思うんですけども、例えば、以前もそういうことで話をしたんですが、この例えば、その点数ですね、点数は公表はできないものなんですか。

○総務課長（福 健吉郎君）

できないものと認識しております。

○10番（柏木 辰二議員）

なぜこれ聞くかと言いますとですね、例えば、一次試験を不合格になりました。この人が一番私が言いたいのはここですよ。例えば、ただ不合格の通知が行くわけですよ。そうすると、こういう話も聞いたことがあるから聞くんですけども、例

えば、その試験の点数が知りたいと。まあ通った方はいいですよ、通っているわけだから。落ちた人の、これって多分、不服とか、これに不服申立てなんかあるかないかは自分は分かりませんが、例えば、一次試験が不合格になった人、この人が、自分はできたのに、例えば、仮にできたのに点数も分からずに不合格、こういった事例はあったようにも聞きますね。ここをやはり逆に、不合格の人に点数は幾らというのは、まあできないんだっただけできないんですが、それは、私は個人的には、それはあってもいいのかなと思ったりするんですけど、どうでしょうか。

○副町長（禰 清次郎君）

お答えいたします。

受験者ご本人からの申入れにより確認することは可能です。

○10番（柏木 辰二議員）

分かりました。

それで、今回9名ですよ。で、二次試験が行われました。これは、やはりもう成績順じゃないですよ、二次試験は。もちろん作文とその人、人物を見るわけですから。それもあります。その一次試験ですね。ここを白黒はっきりさせるためには、私はもっと確認する人、外部からだから安心じゃなくて、例えば、例を挙げれば、議会からでも2名でも3名でも確認のメンバーに入れるとかですね、そういうことをしないと、番号だけ、例えば書いたとします。ちょっと信憑性がないって言われたら、ないわけですよ。そこをどうクリアするかって言ったら、やっぱり議会からでも、もう少し人員を増やすとかいうことも実際やってほしいなと私は思うんですが、その辺は可能なんでしょうか。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

この審査員につきましては、数に特定はされておられません。今議員のおっしゃるようなことも考えられ得ることかと思っておりますので、今後、また検討させていただきたいと思えます。

○10番（柏木 辰二議員）

この件はですね、あんまり掘り下げていくと、いろんなあれがあるので、私、今回一番気になったのが、今の件ですよ。それと、やはりそこで、もしそういうことがあれば、不合格になった人の人生が変わった可能性もあるとか、その辺も心配します。そして、やっぱりここが一番、採用試験は、天城町の役場職員になる一番入口なんですよ。ここでいろんな町民から不審に思われたり、そういうことがある事態が、私はどうもいかなものかと思って、質問をしています。

そして、先ほど私が倫理条例で、議会はそういうことはしていませんというふう

に聞かれたら言いますし、私もそう思っていますし、その中に、やっぱり町民の方は、これなかなか見る機会がないと思いますから、しっかりと、この議員条例には、議員条例の政治倫理の第20条に、「議員は町民の疑惑を招くことのないよう常に行動しなければならない」、それとかですね、その政治倫理条例の1条から3条、ここに詳しく書いています。これは、たしか記憶では、議員全員で賛成のもと、これが、この条例が取り決め、制定されて決められていることです。ですから、私自身もそういう声を聞くと、すごい不愉快になりますし、でも、まあ実際ですね、まあ例えば、その受けられた当事者の中には、実際に自分の口から、例えば議員にお願いしたとか、そういったことを聞いたりもします。だから、やっぱりその辺はですね、町長も今から少し気をつけていただきたいなと思います。

あと少し、今、中途半端になりますが、ちょっと2項目めに行きます。人材不足について。ここですね、もう皆さん御存じのとおり、今、農業もしかり、建設業もしかり、いろんな分野で人材不足が、常日頃そういう話題が上がります。これから先、製糖期だったり、そういう時期になるととか、じゃがいもの、ばれいしょの収穫期になれば人数が足りないとか、そして今、外国の方を雇用している民間もあれば、南西糖業さんのほうでもそういったことが行われています。

私は、それもいいとは思いますが、やはりもう少しですね、もう今に始まったことではないんですが、もう少しこの天城町内、大きく考えれば島内なんですが、その人間だけで、それが何とかできないかというふうなことも考えます。そして、それで実際、足りなければ帰ってきてもらって、特に特殊工とか技能のある方も実際いますけども、その方も点々と、もう二、三ヶ所に分かれて、その時期的、期間労みたいな感じでやっています。そういった技術を生かせる、また取組ですね、そういうのを考えられないかと、そういうふうにと考えたりしているところです。

そして、町内にも、町内から町外、島外まで行って仕事をされている会社もあります。そうすることは、何が大事かという、町外からにとっても島内だけの経済効果しかないわけですね。それを島外から持ってくるのは出稼ぎだったり、期間的な出稼ぎ、それはもう技術がないと駄目なんです、そういうことも何とか行政のほうで、何とかそれもクリアできることはできないかということ今聞いています。

それで、まず最初に、今状況を聞きたいんですが、事業課の建設課の課長と農地整備の課長に、今実際、現場を発注している立場として、今実際どうなんですか、その各現場の状況を見て。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

確かに今、事業を発注しております。事業規模は10年前と変わらず、発注規模は確保しております。いざ現場に行きますと、確かに各建設業の皆さん、従業員も当時より高齢化しております、さらに若手が、20代、30代の若い従業員が増えていないというのは、私も肌で実感としてあります。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

農地整備課のほうも事業のほうを発注しているんですが、建設課と同様、現場のほうに入りますと、1事業に対して、二、三人ついてはいるんですが、掛け持ちの状態です。今動いているような状況のようです。

ここら辺についても、業者のほうも人材、技術系の学校に行った人がいない、育っていないというところもあるのかなと感じているところです。

○10番（柏木 辰二議員）

もう一人聞くのを忘れました。農政課のその農業部門、その辺のその人材的な問題は、どういうふうに考えていますか。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

私たち農政畑としては、さとうきび収穫であったり馬鈴薯収穫の現場のことになるかと思いますが、やはり人手不足、特に先ほど議員がおっしゃったように、さとうきびの現場では、国外の方のマンパワーも注入しなければ回らないという状況まで来ているのが現状であります。

○10番（柏木 辰二議員）

農業生産額のその目標も大事だと思います。そして、今何とか、農家だったり建設業の方だったり、その中で何とか工期は、工期内に仕事を終わらせたり、ばれいしょの収穫も何とか終わらせて、そういった状況が続いています。ここに補助をしろとか、そういうことじゃなくて、もう少し違った角度から、いろんなことができないかと。

例えば、私は、そういう人材派遣会社みたいな、できれば一つの会社から派遣するような感じであれば、そこにしっかりした雇用と正社員、正職員のその雇用が生まれるんじゃないかというふうに考えていまして、それが、できる、私ができるわけではないんですが、そういったことも何とか方法がないかなと思ったりもしていました。

そして今、多分、後から気づいていると思うんですが、今、この天城町、例えば、天城町、島内全体なんです、今一番足りない職種は何か、建設業で言えば、鉄筋工だったり、溶接工、型枠、あと大工ですね。大工は、本当にもうちょっと高齢化

してきて、本当に大工が少なくなっています。町外からほとんど来ている状況です。鉄筋工は、島外から来てもらったり、型枠も島外から来てもらったり。そうすると、お金はみんな全部、島外に行くわけですね。せめて、ここにそういった組織だったりあれば、町外からお金を持ってくるわけです。そうすれば、そこで使うお金は、ここにお金が回ると、そういったことが考えられますので、そういった思っていたときに、ちょっといろいろ聞いてみたり、ちょっとネットで調べたりしたら、今多分、役場の、これ担当された方もいると思うんですが、何課でしょうかね、特定地域づくり事業協同組合の設立というのがあるんですが、組合ですね、これ総務省から出ています。これに携わった課は、今私は誰か分かりませんが、携わっていると思うんですが、ちょっとその辺、どういったことが、今天城町で取り組まれて、今どういったことが行われているのか、ちょっとお聞きします。

○企画財政課長（森田 博二君）

お答えいたします。

今議員のほうからありました特定地域づくり事業協同組合制度というものがございいます。どういった制度なのかと言いますと、簡単に申し上げれば、シルバー人材センターの小さいバージョンという感じですが、地域、町内の事業所、事業者の仕事を組み合わせて、年間を通じた仕事をつくり、その町内の事業所が協同して担い手を採用して、それぞれの事業所に人材を派遣するという制度でございいます。

これは、設立に向けて、また、設立のときもですが、実際、事業を運営するに当たっても、財政支援のほう、国県、町というふうに、支援のほうもございいます。ただ、今議員がおっしゃっている派遣が禁止されている業種もございいます、この事業で行う場合は、それがですね、港湾運送業務であったり建設業務及び警備業務が派遣禁止業務となっているというところもございいます。建設業務は、ちょっと難しい、できないということでありまして、農業とか商業、飲食業、そこ辺りは、その地域の事業所の方々が組合員になっていただいて、その組合員の方々の職場へ行って人材を派遣するということでもあります。

人材を派遣はどうするかと言いますと、組合員の方々から出していただくのもいいですし、また、移住して来られる方々も、仕事がない場合には、本人の希望があればですけども派遣するという、そういうふうな制度になっております。

○10番（柏木 辰二議員）

実際にそういった動きは、なかったんでしょうか、天城町では。

○総務課長（福 健吉郎君）

9月まで担当課でした。昨年来、議会の場においても、特定地域づくり事業協同組合については質問等があったところもございました。そのとき、1年ぐらい前は、

基本的に、その事務局を担う人がいるかどうかというところが一番大きなところでございました。

その協同組合を設立するに当たって、先ほど企画財政課長が申しあげましたように、事業所の参加、あとそれをしっかりと運営していく、まあ名称はそれぞれ違いかもかもしれませんが、事務局長たる人、こういった人がいたら組織も立ち上がりからスムーズに流れていくものと思っております。

1年前までは、ある特定の人に、こういった事業の立ち上げに参加協力願えないかということで途中まで進んでおりましたが、その方が、また違うところに就職ということになりまして、今この取組については、また白紙に戻ったような状況にございます。

○10番（柏木 辰二議員）

先ほど建設業と港湾業務は適用されないということがあったんですけど、それは多分、危険を伴う職種ですから、いろんなクリアしなければいけない問題、いっぱいあると思うので、ここは外されているのは私個人的にそう思いますが、ここは別の方向で、そういった溶接だったり大工だったり、そういった、それを引き継いでいくような、そういう人材育成センターみたいな場所も設けながら、この天城町が町内、郡内先駆けて、そういった技術屋の育成をしている天城町、そういったことで持ってきたら、いずれは、そういう形でもいいと思います。それは建設業の方に投げかけても簡単にできることではないので、私はその面に関しては、役場が、町が主体になって、そういった会合を持って、そういった方向に持っていく、仕向けるような、そういったことが大事だと思います。

そして、今この特定地域づくり事業の、この件は、もう少しですね、その方はどの方か私は知りませんし何とも言えないんですが、この先進地、今、実際やられているところ、8ヶ所、8自治体ですかね、ありますね。そして、今一番先に手がけているのが、有名な海士町ですか、海士町では、何か、これを見る限りでは、ある程度、この事業が組合としてのこれが、ある程度、動いているのかなという感じがします。ほかの自治体は、見る限りでは、あまりそんなに、まだまだ今のところ動いていないような気がします。

建設業は抜きにしても、農業、そこには何とか、これはぜひ使えると思いますので、何とか町のほうで旗振り役をして、しないと、できないと思います。先ほど言われた国と県と町も助成を出さなきゃいけないわけですから。多分、認定は知事がしますよね。そこがなって、労働基準局の審査も、しっかりクリアしたときに、これがこの会社が立ち上がっていくんです。施行できるんですが、その辺に関して、町として、もう少し、今から今後、こういった対応ができるか、少しちょっとお聞

きします。

○企画財政課長（森田 博二君）

お答えいたします。

今、総務課長のほうからも、これまでの経緯がお話しされましたけど、やはりどうしても中核となる方、この方を、まずは探すのが第一歩なのかなと思っております。いろんなホームページ等も活用しながら、A Y T等も活用しながら、町民の方々には周知をしていきたいと思っております。

○10番（柏木 辰二議員）

私が見ると、建設業かもしれませんが、建設業じゃないかもしれません。目ぼしい人はいると思うんですね。もう少し動けば、これを立ち上げることができるような気がします。いろんな分野で今、例えば、農業で、実際、農業から始めて頑張っている方、畜産の農家もいますし、そういった横の連携をつくれる組織をつくり上げていけば、ある程度の仕事の不足している部分は少しでも賄っていきける。そして、それがちゃんとした法人化になれば、そこで雇用が生まれて、そこに人間が増えれば、もっともっと手が増えていく。そういった形になると思っておりますので、ぜひこの辺は、これは担当課長ではなくて町長の思いがあれば、ある程度、もっともっと先に進むような気がするんですが、町長としていかがですか。

○町長（森田 弘光君）

冒頭申し上げましたとおり、非常に農業はもちろんですけれども、人材不足が深刻な状況にあるということの認識の中で今、特定地域づくり事業協同組合について、その議論の中で、私は、すぐ明日ということではないんでしょうけど、地域おこし協力隊、そういった方をまた私たち募集して、その方にこの協同組合を立ち上げてもらう。そしてまた、協同組合を、そして、その中核となってもらえるような手法はできないものだろうかということは今、考えております。

また今、喫緊の課題ということでもありますので、それぞれの事業所によってはハローワークさんですとかいろんなところに募集をかけているわけでもありますけれども、町全体として、何というんですかね、受け入れますよというところは、おいでよ！アマパゴスということ今、移住・定住を私たち、東京、大阪まで行って、いろんな面談をしたりとかしておりますので、そういうホームページの中で天城町で働きませんかみたいな、そういったことについてはもうホームページ、それから今、ふるさと創生室で運営しております、おいでよ！アマパゴスのカウント、あれ何というんですかね、ホームページもございますので、そういったことの中で、町からももう少し積極的に取り組んでみたいというふうな今、考えておるところであります。地域おこし協力隊の活用、それから、今ある私たちホームページでも、天城町で働

きませんかという働きかけ、そういったことを含めて対応していきたいと思います。

○10番（柏木 辰二議員）

町長が言われるそれもすごく大事だと思います。実際、そういった地域おこし協力隊のメンバーが入られて立ち上げている組合もあります。それも大事で、私は、もっともっと地元の島に帰りたくても帰れない、そういった人を帰すための、今後、将来に向けての取組も大事だと思います。島に帰って、これ言い方はおかしいんですが、役場に入りただけでは天城町の発展はないと思います。やはりそれ以外で、役場以外で農業だったり、ほかの仕事でしっかり生計を立てられて、役場職員も羨むような、そういった農家が生まれればいだろうし、そうすることによって格差がなくなると、そういうふうな長い目を見た、時には、ぜひ島に、それも大事ですけど、島から島外に出た子供たちを帰せるような、そういった天城町の取組をもっともっと考えてほしいと思います。それもこれをまず立ち上げてやっていくことによって、それは、こういう形ではなくて先ほど言った技術、溶接工だったり、なかなかいないんですね、溶接工は。島外から来ています。ほとんどその現場は。島にはいるんですが、そういったことで足りない職種が。技術やですね、特殊な。そこを、そういったことを育てる、そういう人たちに集まってもらって、帰ってもらって、そこがまたそういう組織を立ち上げる。そういったことも何とか行政のほうで手助けをしてあげてほしいなと思います。これは、まだまだ先の話なんで、ここはこれぐらいにして、また次の機会にだんだんそういう話が進んだときにまた質問させていただきます。

3項目の政治姿勢について、1点目、町長は行政が町民と真摯に向き合って信頼関係を築いていくために何が重要だと考えているか。多分、そういう答えが来ると思っていたんですが、むーるし語ろう会、そういったことで、いろんなことで信頼関係を築いていると、それも全然、実際やられていますので大事なことです。

ただ、私は、つい最近、若い世代の人と何名かとちょっと飲み会、飲む機会があって、そのときに話が出たのは、今自分たちは、天城町の行政、特に政治には興味がないと。それから、もう自分たちの世代は諦めていると、諦めるしかないよと、そういう声を聞きました。それも中途半端にやっている人じゃないんですね。一生懸命、地元で頑張っている人、その人が、その若い人たちがそういう話が出るんですね。私はもうそれを聞いて、もうちょっとね、ショックというか、私たちも考えなきゃいけないなと、そういうふうに思います。

私たち議員が一番の、町長もそうでしょうけれども、私たち議員の役割は、やはり今からの世代の子供、子供をしっかりこの天城町に残してやれる、徳之島に残してやれる、最終目的は、私はそうだと思います。私の政治信念はそこです。で

すから、もっともっと若い世代が諦めない、もっともっと天城町をもっと感謝して、天城町を、誇れる天城町をつくるにはどうするかということなんですね。そのためには、むーるし語ろう会は、町長、それ全然オーケーですよ。

ただ、私がこう言ってやるというのは、ちょっとやれとも言っていないし、それ私から言われてやるのも嫌でしょうけれども、多分、私の案として、まず、むーるし語ろう会は集落ですよ。いろんな世代がいますね。そこの中で話が出てくるのは、ほとんど、これ失礼ですけども、ここの道をしてくださいの要望ばかりです。それもいいことです。それは大事です。

議会と語ろう会は11月25日にあったんですけども、そこでもう、もう結構多くの町民の方から、来ていただいているいろんな意見もありました。貴重な意見もありました。

その中に、私が聞いていて、これは直接町長が聞いてほしいなと思うやっぱり意見もあるわけです。要望じゃないですよ。そこは、やはり議会と語る会も大事ですし、今町長は、副町長もいらっしゃるわけですから、鹿児島県知事はやってますよね。知事と語る会、個人で来て。お供の人はいるかもしれませんが、狭い天城町ですから、町長が外に出て行って、集落単位ではなくて、例えば、20代から30代の農業をしている人とか、もう本当に少人数ですね。大勢いる中で発言できる人というのは限られているわけですよ。車座じゃないんですけど、町長出かけて行って、その人たちの意見を聞く。主婦だったら主婦、子育て世代の人、出かけて行って聞く、そういう場をポイントポイントでつくって、その中で肌で感じて、ぜひそれを生かしてほしいなと思うんですね。むーるし語ろう会もいいです。議員と語る会もやります。けども、もう一つそこにプラスして、町長が自ら出向いて行って、その部門部門で活躍されているとか、もう町の将来を担っていく若者とか、そういったメンバーを町長がある程度声かけをして、集まっていたいて話を聞く、その場を設けられないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

何といいますかね、私自身は現場に教えありといいますかね、やはり自分の目で見て確かめるということが一番大事だというふうに思っております。いろんな課題があったときに、建設課長と現場を行ったりとか、農地整備課長と現場を行ったりとか、そういったことをしているわけでありまして。これまでも4Hクラブと語る会ですとか、いろんなそういう若い人たちと語る会もございました。

ただ、ここコロナの中でなかなか語る会というものがないのかというのが私の今、認識の中でありました。そういう若い人たちと語るというのは全く私

の中ではやぶさかではないですし、また、非常に若い人たちの意見を取り入れていきたいというのは同感であります。

また、私がよくいろんな場面で、私たちはどうしても次の世代にバトンタッチ、たすきをつなぐのが私たちの役目だということを言うわけですがけれども、果たして、そのバトンをつなぐ彼らは、一体、どういうことを考えているんだろうということがなかなか分からないということの中で、樟南高校の、天城町の出身の樟南高校生の皆さん方と語る会も開かせていただきました。

その中で出てきたのが今、いろんな樟南第二高等学校との学校連携協定みたいなところがあって、商学部の子供たちとか、工業化の生徒さんたちがいろんな活動もしてきていただいております。私の中でそういう、特に農業青年かなと思っておりますけど、そういった方々、また、しっかりと農政課長のほうに段取りしていただいて、いろんな場面をつくるということについては、私のほうでは歓迎する、そういった考えでおります。

○10番（柏木 辰二議員）

分かりました。町長は、そういう考えであれば少し安心しました。

それで、また、いろんな分野、若者だけでなく高齢者といったら失礼ですが、その年代だったり、もうちょっと少し幅を広げて、そういうのをぜひやってほしいなと思います。

そして今、全く話が違うようで違わない話がありまして、今、皆さん、この議会でも話題になりますし、私もセリ市場に行くとき他町の人たちから声をかけられたりして、いろいろな話が出てきて、その中でやはり出てくるのは、広島県の安芸高田市のユーチューブ。そのユーチューブも、結構、話題になりまして、これにはまっつて見ている人が結構います。ここの議会の中にもそういう話題が出たりします。

これは何を言おうとするかとすると、これ真摯に向き合うとか、どうやって真摯に向き合うかというその観点から少しつながるものがありまして、広島県安芸高田市は、このユーチューブ、今、登録者数が私、先日、2日前に見たら14万ぐらいなんですね。登録者数が。天城町の議会のユーチューブの登録者数は130名弱ぐらい。それで、安芸高田市は今、ユーチューブ参加上の登録の規定がありまして、登録者数の規定がありまして、1千人を超えて、総再生時間が1年間で4千時間以上あれば、ユーチューブに申請をして、登録の手続きをすれば収入が得られるわけですね。現在、広島県安芸高田市は2千万ぐらいですかね、市のほうにユーチューブのほうから収益が入っています。それは、私が調べたらそういうことです。天城町の議会がやれとか、いや、これやりなさいという、やったほうがいいのかということじゃなくて、そういう真摯に、真摯に本当に向き合った市であれば、こういったこ

とも天城町だってできる可能性もあるということです。真摯に向き合えば何でもできる。少しこじつけのように関連づけましたけど、そういうふうなことも考えました。ですから、ぜひここは、もう少しみんな、役場の皆さんももう少し考えて、そういうところの収益もありますし、いろんな方向で考えられると思いますので、ぜひ考えてほしいと思います。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。2時10分より再開をいたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

柏木辰二議員。

○10番（柏木 辰二議員）

2点目の防災センター工事における交付金返納事件の裁判経過はどうなっているのかをお聞きします。

いろいろと、次の公判が12月20日とかもそういう話も聞きましたので、今聞きたいのは、事故繰越が争点、もう次も事故繰越が争点ですよね。確認します。

○副町長（袴 清次郎君）

この件については、先ほどもお答えいたしました。現在、事故繰越ができたかどうかというのが争点だと認識しております。

○10番（柏木 辰二議員）

これも町民の関心の一番高い問題でして、私もいつも聞かれます。今、気になるのが、この繰越と事故繰越、どういうふうに違うのか、少し簡単に分かりやすく説明をお願いします。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

まず、繰越しでございますが、通常の繰越しでございますが、例えば、4年度事業が当初予算で計上されたとします。その4年度事業を翌年度に繰り越す場合には繰越明許費という措置になります。その翌年度、先ほど4年度予算と言いましたので、5年度中には繰越明許費という扱いで事業ができます。

さらに、事故繰越となりますとそれを、繰越明許した経費をさらに次の年度、先ほど4年度と言いましたので、5年度、6年度に繰り越して行う場合には事故繰越という扱いになります。

○10番（柏木 辰二議員）

確認ですね。事故繰越ができたのかできなかったことが今、争点になっているわけですか。

○副町長（禊 清次郎君）

そのように認識しております。

○10番（柏木 辰二議員）

分かりました。加算金、約2千200万、この加算金は今、こういったような、裁判のほうではこういった見解になっているのでしょうか。

○副町長（禊 清次郎君）

補助金の交付の取消し決定を受けて、補助金の一部返納を行ったわけです。それに伴って、法に従って加算金の納付が発生したわけですが、この住民訴訟については、加算金の件については、今のこの事故繰に関連して、この後になるのではないかと推測はされますが、現段階では、今係争中でありますので、ここまでということでお答えさせていただきます。

○10番（柏木 辰二議員）

流れとしては、12月20日、年内、公判がありますね。年明け、取り明けからはまた、こういった動きになるのでしょうかね。答えれば。

○副町長（禊 清次郎君）

先ほどの繰返しになりますが、係争中でありますので、先ほどのお答えと同じでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

この公判には、執行部、町長本人が行かれるのでしょうか。それとも代理で行くのでしょうか。今までは、多分、弁護士のほうで扱っていると思うんですが。次からの予定はどういった感じになるのでしょうか。そこは言えると思うんですけど。

○副町長（禊 清次郎君）

この裁判につきましては、顧問弁護士のほうに一任を、委嘱をしておりますが、裁判所のほうの求め、命令等があれば、それはもちろん出廷しなければならないと考えておりますし、必要に応じてそのような場面が起きれば、出るのは当然だと感じております。

○10番（柏木 辰二議員）

これについては係争中ですので、それ以上答えられないのは当然ですし、私は、常々、3月から6月、3月議会、6月議会、9月議会、いずれも私の考えは別に何ら変わっていませんし、そういったことも少し今日は主張させていただいてこの質問を終わりますが、再度、1項目めの職員採用について、ちょっと少し、1、2、

3項目を少し整理をさせていただきたいと思います。

職員採用については、私たち議会もちろん倫理条例に基づいてしっかり行動していくべきだと思いますし、そうするべきものだと思います。ですから、ぜひとも執行部のほうでも、そういう町民から疑念を持たれるような、そこは絶対ないようにしてほしいと思います。そういうことを申し添えます。

そして、人材育成については、やはりこれほど人材が不足して、外国人の応援をもらうとか、それもいいことですけれども、将来的に考えて、この島の島外に出ていった子供たち、帰りたい子供は帰せるような、そういった天城町をつくるために、どう行政と議会がもう少し案を練ってできることはないか、もっともっとそこを議論していけるように私も考えたいと思いますので、行政のほうもそこをしっかりと考えていただきたい。

そして、政治姿勢については、やはり町長が自分、本人からも出向いて行って、そういうことはぜひやりたいということですので、ぜひやっていただきたい。そして、町民と執行部、町長との距離を縮めて、今の若者たちに諦めさせない、そういった天城町にしてほしいということを最後に申し添えて、私の一般質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、柏木辰二君の一般質問を終わります。

次に、議席番号9番、久田高志君の一般質問を許します。

○9番（久田 高志議員）

こんにちは。令和5年第4回定例会、最終の登壇となります。今年も残り僅かとなりました。町民の皆様には、この1年多くの叱咤激励を頂きましたこと、心よりお礼申し上げます。

また、先日実施されました議会と語る会にも多数の方にご来場いただき、多くのご意見を頂きましたこと、重ねてお礼を申し上げます。頂きましたご意見は、今後の議会活動の参考にさせていただきたいと思います。

それでは、先般の通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

まず、1項目め、教育行政について。部活動地域移行への取組はどのようになっているか。

2項目め、農政について。生産資材等価格高騰、畜産価格暴落に対する農家支援策はどのようになっているか。2点目、畑かん施設の整備状況と今後の事業計画、課題等はどのようになっているか。

3項目め、高齢者福祉について。高齢者が安心して暮らせる住宅シルバーハウジング建設への取組は、どのようになっているか。

4項目め、政治姿勢について。町長の権限、職責についてどのように考えているか。

以上、4項目、5点について質問をいたします。

執行部の明確で責任ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田 弘光君）

それでは、久田議員のご質問にお答えしてまいります。

1項目めの教育行政につきましては、教育長のほうからお答えさせていただきます。

2項目め、農政について。その1、生産資材等価格高騰、畜産価格暴落に対する農家支援策はどのようになっているかということでございます。

お答えいたします。

現在、生産資材の価格高騰や子牛価格の低迷が農家経営を著しく圧迫しております。肥料価格高騰対策事業や、肉用子牛生産者補給金制度などが今、実施されております。

また、町におきましても、土壌改良資材の助成、化学肥料の2割軽減のための堆肥助成を実施しているところであります。

また、本議会におきまして、現在、長期化しております子牛価格低迷の状況を踏まえ、その影響を軽減し、農家支援の一助になればということで、補正予算案で令和5年度中のセリ出荷の子牛1頭当たり1万円の助成を提案させていただいているところであります。

農家の皆さんの窮状はまだまだ厳しいものがございます。関係機関とも連携を図り、国、県の動向を注視しながら、農家支援、農家への支援に努めてまいりたいと考えております。

農政について、その2、畑かん施設の整備状況と今後の事業計画、課題等はどうようになっているかということでございます。

お答えいたします。

畑かん施設の整備状況につきましては、全体受益面積2千967haのうち、令和4年度までの実施面積が431.47ha、実施率が34.4%となっております。第二浅間地区、第一大和城が完了地区となっております。

今後の事業計画等につきましては、区画整理事業の西阿木名地区及び兼久地区を計画してまいりたいと考えております。

また、畑かん施設整備につまましての課題としましては、農家からの希望の施工時期と業者の施工時期がかみ合っていない等課題がございますので、関係機関との連携を図りながら、その解消にも取り組んでいければと考えております。

3項目め、高齢者福祉について。高齢者が安心して暮らせる住宅シルバーハウジング建設への取組はどのようになっているかということでございます。

お答えいたします。

これまでシルバーハウジング導入自治体へのヒアリングや現地視察、また、関係課や福祉機関で集まり勉強会を行うなど、シルバーハウジングについての検討をしてきたところでございます。

現在、町内の高齢者の居住する持ち家は、老朽化や、また、バリアフリーになっていないなどの現状があり、行政としましては、高齢者の住宅困窮者が安心して生活を送れるような住宅ストックの供給、また、助成制度の強化が求められていると認識しております。

その中で、シルバーハウジングは、日常生活支援サービスを併せて行う高齢者世帯向けの公営住宅として有意義な事業と思っております。また、一方では、事業導入に当たってはライフサポートアドバイザーの確保など様々な課題もございます。引き続き、費用対効果などについて検討してまいりたいと考えております。

4項目め、政治姿勢について。町長の権限、職責についてどのように考えているかということでございます。

お答えいたします。

町長は町の執行機関の責任者であり、町の保健福祉や環境、教育、文化などの行政事務を管理、執行することができます。

また、予算の調整や条例の制定及び条例の改正案を議会に提出できるほか、税金の課税、徴収、公共施設の設置、管理、それにまた伴います廃止などについての権限を持っております。

町政の代表者として、町民の信託に応え、公正で誠実に職務に取り組み、政治倫理を守り、自治の理念の実現に努めなければならないと認識をしております。

以上、久田議員のご質問にお答えいたしました。

○議長（上岡 義茂議員）

次に、教育関係の質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（院田 裕一君）

それでは、久田議員のご質問にお答えいたします。

1項目の教育行政について、その1点目でございます。部活動地域移行への取組はどのようになっているかというご質問でございます。

お答えいたします。

中学校部活動地域移行につきましては、昨年度より学校職員や外部指導者等との話し合いを経て、本年度2学期より、これまでの中学校部活動の外部指導者を部活動指導員として依頼し、週2回程度の指導を開始しているところでございます。

今後、部活動の地域移行を推進していくために、国や県の動向を注視し、学校や部活動指導員等との情報共有を密にしながら、持続可能な部活動の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（久田 高志議員）

それでは、1回目の答弁を頂いて、順次、質問を継続してまいりたいと思っております。

まず、1項目めの教育行政、部活動の地域移行への取組は、今現在、順次開始されているという状況で1回目の答弁を頂きました。

まず1つ目、この受皿は、もう教育委員会でよろしいのでしょうか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

そのように教育委員会で取りまとめをさせていただいております。

○9番（久田 高志議員）

教育委員会を受皿、窓口ということで、まず一安心をいたしました。

今どういった状況ですか。2学期から開始をしているということで、始めてすぐのところでは気になるころ、初めてスタートし始めて、2学期からということは、もう約2学期が終了するに当たり、いろいろな課題が出てきていると思うんですが、どういったところが課題として見受けられているのでしょうか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

課題というより、先にこの内容を説明させていただきます。

私たち教育委員会のほうでは、昨年度、国、県からの指示とありまして、昨年度、12月26日に休日の部活動の地域移行に関する現状の確認と意見交換を中学校の先生、また、外部指導者、そして、スポーツ少年団に携わっている方々との意見交換をさせていただきました。そして、今年、令和5年8月3日には、第1回目の休日の部活動の地域移行における連絡協議会というのを持たさせていただきました。

その中で、話し合いをさせていく中で、部活動の地域移行、部活動指導員というのを天城中学校、北中学校、西阿木名中学校の部活動における外部指導者の方、7名の方に、部活動指導員として2学期より活動していただいております。

今現状の中での課題ですけれども、やはり地域移行という中には、いろんな他の団体、これは部活動として中学校が今、取り組んでいる中、地域におけるスポーツクラブ等への対応など課題が見えてきました。こういう中で、今後、一つ一つ解決していきたいと考えています。それと並行して、部活動の地域移行における部活動指導員の補助申請、この7名の方の活動費に対する補助申請等も実施しています。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。国、県としましては、働き方改革の一環で、やはり休日の職員の対応している部活動の部分を地域移行したいという思いの中からこういった制度がスタートされているものと理解をしているところでございますが、ただいまの答弁でございました部活動指導員7名、この方々の活動費の助成と申しますか、今答弁ありましたけれども、もう待遇、単なる活動費を助成している個人であるのか、要は、会計年度的な採用がされているのか、ちょっとその辺を先にお尋ねしたいと思います。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

国からの指導により、部活動指導員は会計年度として雇用するよという指導を受けて、その事務を今、並行して進めさせていただいております。そして、この部活動指導員は、学校長のもとで活動を行うということで、町としても部活動指導員、正式には、天城町立中学校部活動指導員設置規則なども設けております。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。

1点、私が気になったことが、会計年度で採用するということであれば、万が一とか、いろいろ事故、けが等があったときのその責任の所在がどこに行くのかすごい不安なところがあったんですが。最善の注意を払いながらも、もし万が一があったときには、行政側、教育委員会側が責任を、責任というか、補償とか、そういう保険の対応とかはしていただけるということによろしいのでしょうか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

そういう観点からも会計年度としての任用と考えております。

○9番（久田 高志議員）

環境整備にも行きたかったんですが、先にちょっと順番を変えながら質問しますけれども、会計年度職員として採用された場合、指導員、部活動は、例えば、島内の大会、郡の大会、県の大会等々があるんですけれども、指導員の旅費とかは、もちろん役場のほうから出るということなんですか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

今、現状では、平日2時間程度、あと、土日の1回ということで活動をお願いしております。今久田議員からご質問の分に対しては、まだ対応、今後、協議をして、やっていかなければいけないことだと思っています。

部活動指導員としては、業務の内容としては単独で指導が許可されるということも、外部指導者では、単独での許可がなかったんですけれども、活動中に対する責任も発生してきますので、今、随時並行して、こういうものを解決するために取り組んでいます。

○9番（久田 高志議員）

その辺はちょっと急いだほうが、恐らく、いろんな各種大会とかがあって、そこに、会計年度任用職員であるならば、ほかの会計年度の方々がどこか出張に行かれるときには、恐らく、通常の旅費規程にのっとって旅費が支給されていると思いますので、その辺の対応をしっかりとさせていただきたいと思っております。それは、まだ何も決まっていないということなんですか。その辺は早急な対応をしていただければいいのかなと思っております。

その中で、今度、今まで各部活動あたりでは、やはり会費とかそういったものも集めたりしていた経緯があるかと思うんですが、部費、部費。そういったものの、今後、対応。金銭管理、今までであれば部活動の保護者会のようなものが存在して、その中に保護者会の会長、会計さんという形で管理をされていたりとかしたと思うんですけれども。今後もそういった対応は同じようにするという事なんじゃないかな。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

この事業を今年度から私たち教育委員会のほうで取り入れております。まだ、解決しなければいけない問題点が幾つかあります。その中に今、久田議員のご質問のあった件等もありますので、今後、随時、県の指導を受けながら対応していきたいと思えます。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。

あと、もう一点、週2日と休日1日という自主体制だと思いますけれども、会計年度任用職員としての採用というか、形で雇用はするようなんですけれども、この方々、恐らく、時間給で幾らかということで、通常のやはり仕事に勤務されている方々だと思っております。

そういった観点からなんです、やはり通常の勤務、通常、8時5時の前後ぐらいが通常の昼間の勤務される時間帯かなというところで、環境整備、これは実際、相談もございました。一昨日、プールの件とかいろいろ質問もいっぱい出ておりました。そういったことを含めて、各施設の環境整備。要は、まず1点目、グラウンド関係にしますと、今天中、天城中学校には、照明の事業の計画というか、そういうのが進められていると思うんですけれども、今後の計画、やはり8時5時で勤務して、それ以降に指導をするとなると、もうこの時期暗くなって、それこそ事故、けがの確率も非常に高くなるような状況でございます。そういったところの対応、今後の見通しはどうなっているかお尋ねしたいと思います。

○社会教育課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

学校開放ということで、夜間照明の面で社会教育課からお答えいたします。

現在、今年度、t o t o助成を活用させていただいて、天中のほうには照明がついておりまして、日々、一般の社会人野球、あとサッカーのクラブチームが練習しているのを私も夜、見ております。

今後の計画といたしましては、北中学校、北部地区のほうにナイター照明がございませんので、そこのほうも計画をしていかないといけないなと考えております。

また、t o t oのほうは1回グラウンドのほうの夜間照明を取りますと2年ほど取れないとかそういうちょっと決まりがございますので、どういった助成が使えるのかちょっと調べまして、子供たちに中学校の地域移行、部活動の地域移行で夜、活動すると思うんですけれども、そこが使えないか、ちょっと計画をしていきたいと思っております。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。そういった照明も2年、2年かかる、うまくいって2年かかると。その間、簡易的なものでもリースしながら対応していただきたい。これに併せては中学校もそうですけれども、過去、いろんな方々から質問が出ております。BGのグラウンド、やはり陸上等に対しても、もう照明がなくなってからいい年数が経過していますので、そろそろその対応も真剣に考えていかないといけない時期ではないのかなと思っております。プールの温水整備とか、もちろん球技場、いろいろと問題がありそうなんですけれども、各指導員からやはりご意見を頂戴して、安全に部活動が推進できるように取り組んでいただきたいと思っております。

そういった中で、この制度がスタートするに当たり、今度、スポーツ少年団の運用をされている方々から、なぜ中学校はできて小学校は何もないんだというご意見を頂いております。この辺は同じように、中学校の先生だけ働き方改革をされて、

小学校の先生はそのままとかいうことなんでしょうかね。やはりこの辺も同時に対応していかないといけないと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○社会教育課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

スポーツ少年団のほうは、日本スポーツ少年団というところのほうに登録をしております、学校の中体連とは全く別物になります。その中では、報酬とかそういう決まりはなくて、ボランティアで今、指導しております。

今、最新のスポーツ少年団の制度の中で今、取り組んでいるのは、認定育成指導員という資格を取らないとスポーツ少年団を指導できないというのがあるんですけども、今スポーツ少年団のほうではそれをスタートコーチという資格移行の部分しか今、進んでおりませんで、支援だとかそういったのはちょっとない状態であります。

○9番（久田 高志議員）

やはり同じように働き方改革をしていく上で、スポーツ少年団の指導者、もちろん今までの中学校の部活動の指導者もほぼボランティアなんです。今までね。ほぼほぼ。そういった状況の中で、やはり小学校だけがボランティアでいいのかと、スポーツ少年団だけがボランティアでいいのかというのは非常に気になります。

また、高校も公立もあれば、もちろん私立もございますけれども、こういったところもやはり公平に扱っていくような制度であってほしいと思いますので、いろいろな課題があるでしょうけれども、やはり今後、そういったことも県や国と協議しながら、片方だけの改革ではなく全体的なことで取り組めるように頑張りたいと思っております。答弁よろしく願いいたします。

○教育長（院田 裕一君）

ご指摘ありがとうございます。今、本町、本当にこの2学期からすぐスタートができて本当に今始まったばかりですので、いろんな課題が今、これから出てくると思います。

ただ、今まで中学校の先生が部活をして、そして、そこに外部の指導員としてきちっとできるようになって、今、完全に全部お任せ、お互いお任せなのかといったらそうでもない。やはり子供たちのことは気になりますので、ちょっとそこで見に行ったり、今度、週2回というんですけれども、大会前になったら少し増やしたり、今度、逆に、お仕事で行けない場合は学校の部活の担当の先生にお願いするか、今、とにかくお互いの信頼関係、情報の共有関係というのがすごく大切なことなのかなというような話も我々も聞いております。今本町としては、今すごくいい形でスタートできているのかなと思っています。

ただ、今、久田議員からもありましたように、小学校のスポーツ少年団はどうするの。あと、やはり地域の伝統芸能とかそういう伝承活動とか、そういうところも今、人材不足で、それ子供たちがそういうのを選び取ってできるようになればまだいいんじゃないのかなとか。本当にこれから国や県も、これからまたいろんな方向がまた変わってくるんじゃないかなと思います。

ただ、やはり私たちの地域の特性もありますので、そういうところをまた、しっかり、今度、横の連携もしっかり見ながら、また、子供たちがいろんな経験ができるように、やっぱりそういう体制づくりをするのも私たち大人の責務なのかなと思っておりますので。

また、これは、本当にこれからもいろんな情報をしっかりつかみながら、また、隣接町とも情報を共有しながらまたやっていくことはすごく大切なことなのかなと思っておりますので、今後も、しっかりまた、前向きにしっかり検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。今後、また、いろいろな課題については、各小学校、中学校PTA関係者もいらっしゃいますので、その方々が、今後、こういった質問を引き継いでいただければありがたいなと思っております。

そうしながら、次の農政についての質問に入っていきたいと思っております。

これは、やはりセリ市場に行くたんびにもう、本当にもう悲鳴じゃないです、諦めの声がかなりやはり聞こえてくる中で、非常に、非常に何と申しますかね、士気を向上するためにはベストなタイミングであったと思っております。

その中で、ちょこちょこ競り市場に私も用事あるので行くわけですけども、町長やら農政課長、最近、セリ市場に顔を出されたことはないでしょうか。セリの当日に、やはり先ほどもありましたけれども、現場の声を現場で生に聞いていただきたい。もちろん、どうかしてくれの答え、質問とか相談しかないと思うんですけども、そういったことを聞いてあげるだけでも、やはり人の気持ちは変わってくると思っておりますので、そういったことを最近されたことがあるでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

セリ市場、1月の元旦恒例の鏡開き、そういったこともございますので、そこで行う、当然、行って、また、新年のご挨拶などもさせていただいております。

あと、もう1回、もう2回ほど今回伺って、状況などを見させていただいております。

○9番（久田 高志議員）

何月、何月分。

○町長（森田 弘光君）

何月、ちょっと月について、下がってもう、当然、下がってから大変厳しい状況の中で伺っております。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

4月のご挨拶で行って、セリ場の中まで行きました。その後、当日ちょっと別件で用件があったりしてセリ市場のほうは伺っております。

ただ、市場内で農家さんとがつつり語り合ったというのはなかなか時間が取れなくて、畜産部会の支部長会議であったり、支部の会合、あるいは共進会といった場で生産者の皆さんと語り合う場面は何回か経過しております。

○9番（久田 高志議員）

ぜひ、町長の顔を見たり課長の顔を見てやはり相談することによって、少しはまた希望を持っていただけるものとそこは素直に率直に思っていますので、ぜひ、副町長も頑張っ、職務も全部多忙だとは思いますが、ぜひ合間を縫ってでも顔を出していただいて励ましていただきたいと思います。

それでは、今回、補正で3千万計上されております。これは、後でちゃんと褒めますけれども、伊仙町が1万2千円だったかと思っています。本町が1万円。これは、今年度、4月1日から来年の3月31日までの出荷分の対応ということでしょうか。何というんですかね。申請方法というか、出荷頭数に対して、何かしらの申請があったり、月が決められたり、3月末で締めた時点で申請をしてくれとかそういうことなのか、順次、忙しければもう年度内でも、年内でも出しますよとかいろいろな方法があると思うんです。そういった形がどのようになっているかお尋ねしたいと思います。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

対象の牛は、4月からセリ名簿に載っている子牛ということになります。この議会が終わったら、即、飼い主の皆さんに申請書をお送りして、受付次第、随時ということなので。4月から9月上半期と9月から3月下半期が一番効率的にできるのかなと今は考えておまして、今確定しているのは4月から9月、ここはとにかく急ぎましょうというところで、申請さえ出していただければ何とか1月中には9月分まで全頭、振込ができればというところで今、担当とは準備を進めているところです。

○9番（久田 高志議員）

上半期、下半期、そういったところで妥当だとは思っております。

ただ、課長、頑張っていたきたいのは、やはり畜産の価格がこんだけ下がってくると、地域経済にも大きな影響が出ているのも事実なんです。飲食関係とか整備工場とかそういったところにはかなりの影響が出てきているように感じております。ですので、できれば、可能であれば、年内の消費環境を促すためにも、そういったところも、人が足りなければほかのところからも応援を頂いてしていただいたら、少しはまた地域経済にも還元がされていくのじゃないのかなという思いもございません。

それと、そういったことの要請と、1回目の答弁でもございました生産者補給金制度、これがまず四半期ごとに出ていまして、4、5、6のときで1万五千円弱だと思っています。そして7、8、9で8万2千円。恐らく、今の平均価格でいくと、10、11、12は来年の2月末頃には、恐らく、交付対象になるというふうな算定がされております。

そういった中で、この1万円と合わせてなんですけれども、対象牛、対象牛、要は、名簿に載っている牛。例えば、町有牛でセリを通した牛、自家保留で残した牛。自家保留に関しては、天城町の町のほうで自家保留奨励金、JAと合わせて約10万円、10万円が上限5頭までは支給されているわけです。上限5頭までは。その中で、恐らく、ここに対しての1万円はないと思っていますけれども、貸付保留が対象なのかどうかお尋ねしたいと思います。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

セリ名簿に載った全ての牛を対象と考えております。

○9番（久田 高志議員）

ということは、通常の自家保留牛も対象という認識でよろしいわけですか。分かりました。かなりすごいなと思いました。

といいますのは、生産者補給金のこの制度はまた不思議なルールがございまして、町でいう保留奨励金、今これ総額で8万2千円なんですけれども、これの交付高が10万円を超えたら、町から10万円をもらうよりセリを通した形として申請すると満額、どう言ったらいいんですかね。セリ同士の形を取れば、全額が支給対象になるわけです。ところが、多頭農家で5頭を超えると、5頭までは皆さん自家保留をするわけです、保留奨励金があるわけですから。そしたら6頭目、皆さんここ勘違いしているようで、5頭超えたけど6頭を残したいからそのままの6頭目を自家保留するんです。そうすると、この生産者補給金の一部しか対象にならなくて、今

回で言いますと、肉用牛の子牛生産者補給金のほうしか給付されずに、恐らく3万4千400円。これが6頭目、町有牛貸付保留をすると、セリを通した形になるので全額交付されるわけです。そういったところもしっかりと周知していただきたいと。やはり気づかずに自家保留をされている方がかなりいました。私も知りませんでした。やはりセリ同士の形になるということで加速化の贈答奨励の対象にもなりますし、この交付金の対象にもなるということですので、それはもう一度しっかりとした形で説明をいただければいいかと思います。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

今回補正挙げさせていただいた分につきましては、4月から来年3月までセリ名簿の乗った牛全てに対しまして交付の用意をしております。ただ、町単であります。当然申請のほうが出てきますので、御自宅に申請書が届いたときにはぜひ早めに返送いただければと思っているところです。

○9番（久田 高志議員）

この補給金の対象牛に関しては、もう少し、もちろんJAが窓口になっていると思いますけれども、JAとも協議しながら、もう少し周知のほうをしていただいて、少しでも救済につながるように御尽力いただきたいと思っております。ちょっと時間も本当に巻き巻きなんですけれども。

こういった制度の中で、今年の年末、12月31日までの対象は、国の制度、先ほど申しあげました増頭加速化奨励金が恐らく3月の末頃に実質増頭された分に関しては助成が決定されます。ところが、この間の発表で、来年の1月1日から3月31日においては少し制度のほうが変わりまして、同じ加速化事業の奨励金なんですけれども、優良繁殖雌牛更新加速化事業と名前が変わっております。この事業、少し中身を見ていきますと、分かりやすく言いますと、要件が6つありまして、5つの条件を満たすと10万円。これ単純に、質問もしておりましたけれども、更新事業です。10ヶ月齢以上の牛を1月1日から12月31日までの間に、例えば1頭出荷を廃牛として、そしてさらに1頭導入なり自家保留なりすると、1頭の更新がなされたということで、1頭当たり10万円国から助成がされます。そして、6つの条件を全て満たすと、1頭当たり15万円に増額をされます。もう12月も近いですので、加速化事業と重なって早々年内で廃牛をする方はいらっしやらないと思いますけれども、ぜひその辺も周知をしていただいて、年明けてからの淘汰のほうがこの事業の対象になりやすいよということで周知をしていただきたいと思っております。

その中で、6つの条件の中、1つだけどうしても我々現場サイドにいる畜産農家

からすると、机の上で、デスク上で作られた制度なのかなということが気になってしかたないです。6つ目の条件は、種牛の要件があるわけです。指定された種牛以外、今ここに101頭指定をされています。これ以外の子牛じゃないと対象にならない。15万円の対象にならないわけです。ところが、もうこれが出る頃の牛は全て受精が完了していて、少なくとも来年3月31日までに生まれた牛しか来年の12月31日は対象にならないわけです。ほとんど全国の有名どころの牛が載っております。鹿児島県内の牛なんかほとんど載っております。新規に購入、導入することは可能だと。それだと15万円の対象になると思いますけれども、恐らく今のこの御時世に、要はあまり名前のわからない無名な牛に、冒険、チャレンジをして導入する方が果たしているかどうか、非常に気になるところでございます。そういったところをもう少し、これは多分全国的に声が出てくると思いますけれども、我が町のほうからも何とか、課長あたりのホットラインを活用して、国のほうに要請をしていただけないかという思いでございます。いかがでしょうか。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

私どもこの加速化事業、要綱を見させていただきました。ちょっと勉強不足もあるんですけども、何でこの品種なんだというところが百いくつもずらずらと並べる必要があるかというのが今もってよく分かりません。恐らく遺伝関係のところなのかなと批測はしております。ただ、今、久田議員がおっしゃるように、本町天城町の畜産現場においては結構なデメリットダメージ感があります。ここについては、先ほどの10万と15万というところがあるんですけども、品種をどうにかするのか、10万、15万をどうにかするのか、いろいろな手法はあると思いますので、そこはまた農政課だけで決めるわけもいきませんので、生産現場であったりJAさんであったり、話しながらどの方向でいくかは決めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○9番（久田 高志議員）

全国の多くの方が気にされていると思いますので、ぜひ我が天城町の発信でこういった制度が、例えば特例措置で1年間は指定なしでいいよとか、そういったことにつながればありがたいかなと思っております。

あと、時間に追われているんですけども、もっとゆっくりしたかったんですが、先日の議会と語る会の中でも御意見がございまして。近年の景気のいいときにクラスター事業で事業を導入された方が機械設備等を導入された方がかなりいらっやいまして。例えば、利子補給とかできないのかというそういった御相談もございました。実際考えても、そこは私個人的な意見は、してあげたらいいんですけど

も、そこはどうかかなという思いがあって、以前から質問をしております。JAとの協議をしていただいて、低利融資を何とかつくっていただいて、行政側からその利息に関しての助成をしてあげられるような形がとれないかということ、幾度となく質問をさせていただいております。

その辺の進捗状況、例えば何かしら今協議が進んでいるよとか、全くもう何もないなしのつぶてなのか。そういった状況を少しでも分かればありがたいかなと思っておりますが。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

関係機関といろんな話はさせていただきました。その中で、今日明日どうこうというその当時はさすがに返事できる事柄でもなかったのもので、そのときのお話では年明けに何らかの形が出せるようには頑張りたいと。もう少しお時間をくださいということでお話は聞いております。

また、そこはまた別件で、今実際困っている方大勢いらっしゃると思います。もし、役場、直接来るのがお時間とかいろいろあるかもしれませんが、せめて電話でも何か問い合わせいただければ、全然違う形の解決方法もあるかもしれません。やはり1人で困らずにできれば農政課、あるいは周りの農家の仲間の皆さんといろいろな話をした中で少しでも気持ちだったり解決方法が近づいたりというところを実現できたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。昨日、経団連の職員からも資料をいただきまして、今飼料価格も恐らく、とうもろこしとかはかなり下がってきております。大豆、粕が横ばいで、海上運賃も少しずつ。一番今ネックになっているのは円安の影響がかなり大きいようです。そういったことを勘案しながら、しばらく頑張ったらどうにか少しは好転していくんじゃないかなという期待を込めながら、そういった政策で何とかつないでいただくように頑張っていたきたいと思っております。

そして、今回の1万円は非常に農家の支えになると思っております。ですが、もう一つだけ、私の思いとして頑張っていたきたいと思うのは、これは3町で足並みを揃えて、1つの出口戦略、やはり今挙げることは目の前の治療なんですよ。ただ、出口的に価格のやはり引き上げに向けて、3町が足並みを揃えたぐらいでどこまでの可能性があるかどうか分からないですけども、例えば牛肉消費に向けたクーポン券を3町で工夫をしていただく。それをポスターとしてセリ市場に貼っていただく。そうすると、来る購買者はこの徳之島の家畜市場は、島を挙げて、町を挙げて、やはりそういった消費活動にも頑張っているんだなというような見方をす

れば、ほかの市場よりかは少しは評価されるのではないかという思いもございますので。今後はそういったこともぜひ検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

一昨年から、ちょっと畜産とは離れるんですけども、ディスカバー徳之島という、徳之島3町と2JAで共同で事業を始めております。これは農産物がメインになって、出口を開拓するという事業なんですけれども。そういう機運は当然出来上がってきていますので、ぜひまず3町の部門で提案させていただいて、どんな形が作れるかはここでは確約できませんが、いいPRになるような形は作りたいと思います。ありがとうございます。

○9番（久田 高志議員）

我々もこういった年になってきますとA5の肉は脂っこく感じたりしますけれども、この時期のすき焼きはA5の肉を頑張って使うと。我々も無理して消費に頑張っているんですけども、かなりおいしいと思っております。やはりそういったことも踏まえながら、例えば、セオリーですけども、学校給食で活用していただくとか、そういったことも含めて、ぜひ出口戦略を消費に向けた取組も御尽力いただきたいと思っております。

そして、次は、畑かん。

○町長（森田 弘光君）

出口戦略ということの中で、1万円畜産農家に補給するというこの中で、畜産農家だけでいいのかという内心葛藤があったわけです。それからいけば、出口戦略ということからいけば、消費者、町民の方誰でもが使えるということですから、なかなかいいなというのが1つの思いで。

あと、平成29年だったでしょうか。台風24号のときに、農家というか我々みんなが本当にダメージを受けました。あのとき農協さんを通じて、いろんな生活、また牛舎を改修するとかというときに農協からお金を借りたりしたケースがありました。あのときはまた町としてその利子について補填をしたところでもあります。

先ほどのクラスター事業、そういったことで、特に若い農家の方々だと私は想像するんですけども、そういった方々がちょっと何名ぐらいいらっしゃるのか、それがどのぐらいの利子の負担がかかっているのかというのはちょっとつまびらかではないんですけども。そこら辺をちゃんとうちの農政課のほうで収集して、そういったことについては平成29年の台風24号のときにそのような利子補填というのをしておりますので。また、特に議論がありました若い農家の方々が困っている

ということの中では、正当性というか、そういったものがあれば全然やってもいいんじゃないかなというのが今私の考え方です。

あと、もう一つは、今、学校給食に、あれは年何回ですか、今100万円なんですけれども、100万円を使って学校給食にやっております。それを来年当初予算で100万円をもっと上げてくるのかどうかというのは、また教育委員会の判断を待ちたいと思っています。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。3時20分より再開したいと思います。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

久田高志議員。

○9番（久田 高志議員）

それでは、質問を継続してまいりたいと思います。

続いて、畑かん整備の件に関してです。これは平成24年の第1回以来、幾度となく質問を継続してまいりました。ここ最近質問してなかったのが久しぶりなんですけれども。この間、負担金がゼロになったりと設置位置等もある程度融通が効いているような感じがしてきております。事業完了地区が2地区出ている中で、現在の進捗が34.4%。今後の見通し、今の申込状況から判断すると大体どのぐらいまで行きそうな、行けそうな感じなんでしょうか。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

久田議員の方から2地区完了ということだったんですが、私が来るその年に1地区当部のほうが完了しております、今現在3地区が完了地区となっております。第2屋浅間ため池の下なんです、そこ、あと第1大和城、その海洋館に向かうあの両サイドになります。そこが完了しております、第2浅間が80.3%、第1大和城が78.9%と、ほぼ80%に近い状態では動いているんですが、まだまだ85を目標としておりましたので、今回県のほうとちょっとそのパーセント的に80%、厳しい状況ではありますよということで。地区内の地区外、地区内の外周部の地区外、これを完了地区になる前に何とか入れ込んでの畑かんができないかという相談を今行っているところです。そうすると、地区内の地区外で調査をして、圃場整備しなくても大丈夫な土地がありますので、そういうところの希望者を募っ

て、今地区内の同意を戻してもできませんよという方の面積相当分、それをそこに当てがってやるとほぼ100%に近い状態になるかと思っっているんですが。これはこの数字的な部分で今話をしていますので、実際動いてみないと何とも言えないんですが、県のほうとはそういう話を今詰めているところです。

○9番（久田 高志議員）

これ、ダムの完成当初からこういった質問をさせていただいておりますけれども、実際、私の記憶でいけば、当初の計画よりもかなり受益面積が縮小した形でスタートしてしまったような気がします。その中で、さらに受益面積が80%ぐらいってなってくると、実際今後の当初の計画からすると、恐らく当初の計画の50%から60%ぐらいの事業計画に下がっているような気がいたします。そういったことを勘案しますと、以前の質問でも質問したことございますけれども、この運営、今後の運営に大きな影響が出て、町からの要は負担金がもう垂れ流し状態になるんじゃないかという懸念もございます。ですので、この辺はしっかりと頑張っていたきたいと。そういった中で、今、以前その業者さんの関係者とか役場の中とか、申し込みをいろいろ取り集めたような状況があるんですが、そういったところから漏れとか全部掌握されています。資料がなくなったとかちゃんと全部データ化されているとか。どうも不安な気がする。私、何回か確認をしに行ったことがありますので、その時に、ん、というような思いもございました。そういったデータの整理、そういったのもまずしっかりとさせていただきたい。

それと、あと、さらにもう少し課題掘り下げていきますと、まずその使用料に対する懸念が高齢者の中にはまだ根強く残っております。ただ、付けて置いておいて、使うときに契約できる。例えば、その利用する方が借りた圃場で契約をして水を使う、でそこがもし圃場が誰も活用する人がいなくて空き家状態の時には止めておいてもいいよというような、そういったところまで勘案してあげると、もう少し設置率は高まってくる。利用率は別です。ただ、設置率は高まってくるんじゃないのかなと。それが、例えば県・国の会計検査所、問題があるかどうかちょっと私サイドでは判断できかねますけれども、そういったことも大事であったり。やはり天候に左右されて、雨の多い年、今年のように雨の少ない年で散水率も変わってくるわけです。誰が検針するのかなんていう議論をした記憶がございます。やはり利用料において、要はメーター課金をしていくような今の時代、マイコンメーターとかで自動的にしたりもできるような制度もありそうなので、ぜひ検討していただきたい。

あと、もう一つは、今後牛がいい時代に牛舎を作る場所がなくなると。スプリンクラーを設置するともう何年間か使えなくなるから開けておきたいと。そういった声も聞こえております。そういった、要は受諾されない方々の御意見ももう少し掘

り下げて、聞いてあげて、勘案して。ほぼほぼこれ100%にしても当初の計画の8割ぐらいにしかならないと思ってますので、かなり綱渡りの状態だと思っております。最終的に利用料の徴収の問題とかも出てきますので、もうぎりぎりのラインだと思っております。そういったことを含めて、一度答弁いただきたいと思います。

○農地整備課長（大久 明浩君）

その利用、設置もなんですが、その設置については休止届が出せるようになっております。私ども同様徴収する際に、設置をしてなんらかの形で自分は使わなくても、子どもたちが帰ってきた時に使えるようにしておけばいいんじゃないのという事は伝えております。その段階で、改良区のほうにも条文を改正してもらって、休止届が出せるっていう形に今取っておりますので、ぜひこのAYT、御覧になっている畑かん、受益者の方々、付けていただいて休止届というのを出してあげば、水代は発生しませんので、ぜひそうしていただきたい。

それとあと、手数料の関係、徴収の関係ですが、これについても理事会の中でもずっと出ているんですけど、口座振替でやる方向。今まで、最初のスタートの段階のときには現金のほうでやったりもしてたんで、その部分がやっぱり焦げついておりますので、口座振替で対応していきたいと思っております。

散水については、今ローテーションを組んでやっておりますので、農家さんのそのグループ、班の中で話し合いをしていただいて、散水のほうは曜日を守って散水していただければよろしいかと思っております。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。私的にいろいろと聞こえていた課題が先ほど申し上げたような感じでございます。もう少しゆっくりしたいところなんですが、進めていきたいと思っております。

あと、これは我々の委員会からも申し入れをした経緯がございますけれども、やはり発注は県がされていますけれども、県と地元との関係性ですよね。要は、作付けで工事のタイミング、もう少し事前に農家とやり取りができないのかなど。結局、数年前に申し込みはした、いきなり来て今年入るけど畑どうにかならんかって言われても、新植していたら多分、いや来年にしてくれとか再来年にしてくれとかそういった答えしか出てこないはずなんですよね。そういった中で、今の施工体系を見ていると、農家がそういった状況になると、業者さんはあっちとこっちとバラバラバラバラなんか非効率な動きをしているのを非常に感じてしまいます。そういったところも含めて、もう少し県と農家サイドとの間にしっかりと役場が噛んでいただいて、申し込みしたものが事前にいつ頃できそうだよとか、予算のつくものなので今年か来年か分からんけど、じゃあいつ頃だったら大丈夫なのか、そういったも

のもしっかりと取りまとめて、県が発注できるようにしてあげれば、もう少しスムーズに工事も事業も進んでいくんじゃないかと思いますが、その辺もよろしくお願いいたします。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

この件について、業者のほうからも私のところに来たりもしております。端から端まで。県のほうに確認をしましたら、予算的にはその転転で積算のほうはやっていくようですので。積算の中には諸経費として含まれているようです。

この年度の取り方、私来て2年ぐらいしたときに、ちょうど5年に入る予定だったのには何で入らないんだと。この年度の取り方が職員の中でもちゃんと農家に説明が言ってなかったのかなと。役場のほうは年度でいきます。そうすると、夏植の後に春植、これが年度になります。農家さんはそれを、受け取り方が年でいきますので、春植で夏植という形を受け取ってしまっているのかなというのが今回の1年遅れているよとかという話につながっているのかなと。2年前ぐらいからそこら辺を職員のほうからも説明するときは、年度ではなくて年と年度、ちゃんと年度で行くときには次の年の春植、だから令和6年にしかならないよという説明をちゃんとするような形での説明をしてくださいということは伝えております。

○9番（久田 高志議員）

あともう一点です。これは事業着手しての後なんですけれども、今、要はとびとびで施工がされているわけです。そうすると、今年特に多かったんですけれども、明日が水の日だから明日に合わせてじゃがいもの植付を完了させよう、冬草を植えようとする、隣地で施工されると、コンクリート固まるまで水が止まって出ないところが近隣で発生するわけです。もう少しそういったところも施工業者側に、少しは近隣に状況確認をするとか。普通にもうキビが立っていたり、草が生えているところは問題ないですけれども、ばれいしょの作付けとか草の作付けはやっぱり天気を見て、1週間後に蒔くんじゃなくてその辺で蒔くことを目的にやはり作業されている方もいらっしゃると思いますので。そういったこともちょこっと聞こえましたので、その辺は難儀でも、少しは近隣のところに声をかけて、ある程度準備をしていただけるような体制をとっていただきたいと要請して。あと大丈夫だったかな。また、この件に関してはまた何かありましたら次回でも質問をさせていただきたいと思います。

それでは次の、シルバーハウジングの導入。これは、非常に聞かれています。できるの、できないのとか。ということでまず可能性、課長も就任されてすぐでいきなり質問という形であれなんですけれども。今後、可能性、見通し、できそうなの

かどうか、そういったところをまずお尋ねしたいと思います。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

久田議員のほうから、令和4年に3回、今回また質問をいただいております。役場のほうでも町長がお答えしましたが、現地調査、また導入している市町村の聞き取り等を行ってきました。また、先月、天城町の社会福祉協議会の方も交えて、そのライフサポートアドバイザーの件を含めて、少し役場のほうで勉強会をさせていただきました。今、このシルバーハウジング、公営住宅になるんですが、シルバーハウジングを導入するとなると、今のところ緊急通報装置やそのライフサポートアドバイザーへの委託、また、その点いろいろ、また入居者の負担が増えたり、少し逆に言えばデメリットのほうがかローズアップされてきております。これを導入している市町村に聞いても、今その緊急通報装置の修理に五、六年で経過して、既に1千万必要になったりとか、少しデメリットのほうが大きくローズアップされております。

今、建設課としては、これに大体同じパターンになるように、那須木造住宅とかそういうのを建設してきております。そこに、長寿子育て課が提供している格安の緊急通報装置、その辺を高齢者の方が申し込みをしていただければ、それほど高くない価格で緊急通報もできます。福祉協議会のほうが巡回なのか派遣なのか分かりませんが、日中は見守りをしていただける。今あるのは、なす木造住宅4棟8戸ですけれども、ああいう形で那須C団地とか、あとは防災センター周辺等の辺りにそういう形で、逆に言えば建設をすれば、ランニングコストも抑えられるし同じような機能が維持できるかなというのが建設課の今考えているところでございます。必ずしもこの事業でなくても同じ効果が得られる事業をあの周辺で展開したいなというふうには考えております。

○9番（久田 高志議員）

そういった答弁がいただけると非常に質問もしやすくなります。やはりシルバーハウジング自体ではなくて、それと同等ぐらいの感覚で住める住宅があれば本当に喜ばれると思っておりますし。もう場所は本当にこだわります。あっちにいくつ、こっちにいくつじゃ駄目なんです。やっぱり一極集中型で、一角に定めて、高齢者住宅を作る。そういった流れの中で、何度も申し上げておりますけれども、闘牛場の住宅名は何でしたっけ。那須C。あの近辺が一番いいのかなと思っております。実際、地理的条件として買物Aコープがございます。すぐ前には医療センターがございます。横には社会福祉協議会がございます。そして、もし万が一緊急搬送が必要な場合でも、救急車も目の前にございます。そして、保健センター辺りの老人保

健事業等の活用とか社会福祉協議会のデイサービスの活用とかも非常にしやすい場所だと思っておりますので。ぜひ建設をするのであればあの一角で目指して頑張っていたらいいと思います。

そういった中で、もう一つ、シルバーハウジングじゃなかった場合も想定してましたので、その住宅の建設用地の中に、そんなに大きくもいらぬです、ちょっとお茶を飲んだり血圧を測ったりするような集会所的な、東屋的なものを準備してほしい。それと、家庭菜園、あたいばてえ、みたいな感じのものも準備していただきたい。そして、高齢者がそこで交流をしながら見守りもしやすい状況を作っていたらいい感じに今後検討していただければ、高齢者もこの町に安心して住めるんじゃないかなと。

というのは、本当に今、独居の高齢者の方々が、昨日質問もありましたけれども、要支援、養介護を受けるまでのこの空白期間でやはり不安を抱いて、町外、島外の施設に出ている方も聞こえております。ですので、やはりそういった安心を作れる環境をなるべく早く。本当はもうちょっと突っ込みなかつたんですが、先ほどの町長の答弁があまりにもありがたかつたので、少し今日は優しめに（笑声）優しめに質問をしていただきたいかなと思っております。ちょっと嫌き言葉、順番がやっぱり違つたよねということです。それは後でまた触れます。

こういった取組に、ぜひ取り組んでいただきたい。建設課長の思い、また町長の思いもいただければ。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

一番最初、久田議員から、いわゆるシルバーハウジングという名前で御提案がありました。まさしく防災センターや医療センターがあつて買物ができます、それから消防署がありますみたいなところの中で、御高齢者の方々と一般の方々が一緒にその住宅、一緒というか棟は別ですけど、そうやって住むことによって交流が生まれる。そして、そこに何か小さな遊具広場があつたりしたらいいんじゃないかという話があつたと私は思っております。その中に、シルバーハウジングという名前がどンドン一人歩きしまして、いやいやこれはまたそこには、やはりライフサポートケアアドバイザーがいないといけない、やれ安心安全な何かがないといけない、見守りができないといけないという、いわゆるシルバーハウジングということ事業自体のほうに非常に惹かれていったんじゃないかなと思っております。今、宮山課長のおっしゃるような、そういう高齢者が安心して生活できる、そして買物もできる、医療もできるというような観点の中で、事業が進めていけたらというふうに思っています。

また、将来的には本当の定義のあるシルバーハウジングの定義のようなものもこれからの世の中できたら高齢化の中ではないのかなと思っていますけど。

まずは、手始めに、そういった御高齢の方々が安心して住めるようなそういった住宅というものは、当然私たち考えていかないといけないのではないかなと思っていますので。そこについては、またしっかりと、天城町版のそういったものを作ってみたらなと思っています。

○9番（久田 高志議員）

ぜひ取り組んでいただければありがたいと思っています。今後、また質問するときにはシルバーハウジングという名称を変えて質問をしていきたいと思っています。

それでは、年の最後の質問で、だんだん私の心理的にもしにくくはなってきたんですけれども。この1回目の答弁、もう少しひねってほしかったです。これ、ネットに出ているそのままなんです。町長の職責かなんかで検索するとこのままの文章が出てきてしまいます。もちろんそれが当然のことだと思っていますが。

まず、町長の権限、いろいろなものがあると思っていますが、やはりまず1つ目でいきますと人事権。先ほど質問もございました。これは町長、少し苦言を申し上げますけれども、先ほどの答弁であると、点数で上がってきた、二次試験の面接で上がってきたものに対して町長は承認をしていると。町長の意思はどこにもなかったわけです。今までの過去の質問を見ても、なんかの委員会が決めてきたからそれに従っているだけ。その当時いなかったからそれは、みたいなそういった答弁がかなりあったんですけれども、私そこは違うと思うんです。そうであれば、要は職員がしっかりしていれば町長なんて誰でもいいし、印鑑だけつけばいいだけの職業になってしまいますので、もう少し掘り下げて、町長としての権限というものはどういったものなのかお尋ねしたいと思います。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

先ほどの採用試験については、当然、一次試験、二次試験通ってくる人たちですから、非常に優秀な人だというふうに思っております。そういう中で、役場の仕事だけじゃなくて、社会性があるのか、それから地域の集落の活動ができるかとか、やはりそこらの中でしっかりと適正、そういったものを見極めながら、そこについては当然その一次試験、二次試験を通ってくる人たちですから、それなりの能力は高いものだというふうに私は思っております。そういう中で、やはりその役場の仕事プラス、社会性、そういったものを判断しながら私は職員の採用はやっていきたい。これは職員の人事採用です。

あと、やっぱり町民といかにして向き合うかということ。その中でやはり町民の声を聞いて、しっかりとそれを仕事に反映できる、そういったことができればというふうに私は考えているところでもあります。そういう高い理念というものを先ほど1回目の答弁でしましたけれども、それをしっかりと実現できるような、そういった町長であり、また役場職員を指揮監督していければというふうに考えております。

○9番（久田 高志議員）

私から見れば、町長には大きな権限があり、そして大きな責任ももちろんついてくるものだと思っております。この職場全体の総括監督であり、総括責任者である。良きも悪きも町長の決断1つだと思ふ部分もございます。

これも別に私、別にと言ったら町民の方に失礼ですかね。1点、これは町民と語る会でもございました。ほかでもお叱りをいっぱい受けております。ハブの問題。この問題に関しては、私はあくまでもミスだと思っています。近隣の住民は不快な思いをしたかも分からないですけれども、このミスはやはりそれこそ再発防止対策とか再発防止に努める、そういった言葉がやはり当てられることだと思うんですよ。故意じゃないですから。わざとでもない。故意でもない間違いはやはり許されるべきであると私は思っております。

ところが、一番苦情が多かったのは、残念なことに謝罪のマイク放送なんです。なぜ副町長にさせたのかと。その日町長はいなかったのと。なんでって。副町長になってすぐになんか、これ、ごめんなさいね、副町長かなり人望が厚いようで、かなりの方がなぜ副町長にさせたんだと。それこそ謝罪は町長がすべきじゃないかという御意見を多く、本当に多くいただきました。議会冒頭で謝罪はされましたけれども、そのときの経緯です。なぜ、なぜ町長がしなかったのか。それだけはかなりの苦情といたしますか、そういったものが出ております。

○町長（森田 弘光君）

ちょっとよろしいですか。24日の日にその事案が発覚いたしました。私はそのとき鹿児島の出張でありました。そこで、副町長と連絡を取り合いながら、まずは地域住民の安心安全ということを確認しなさいということです。そういう中で、近隣の方々に直接訪問していただいて、注意喚起とかお願いをしました。あと、また集落にもしっかりと注意を分かるようにということで周知をしなさいということ。あとは、マスコミの対応をどうしましょうかという話でした。私の考え方は、やはりマスコミから問合せがあってそれに答えるということではなくて、やはりこちらから今分かっている事案について、こういったことが今起きてますということをしかりとマスコミにも報告しておきなさいということをおは副町長にこれを指

示したところであります。そして、次の日帰ってきました、帰ってきたときは土曜日でしたけど、私はすぐ役場に行きまして、職員と対応しながらしました。そして、その中で、これまでの流れの中で、副町長、あなたのほうでこれまでずっと対応をお願いしてきたから、その集落、全町民に対する放送も副町長お願いしますということでありました。そういう中で、私がそのときにはこれまでその対応については副町長をお願いしてきたその流れの中で、併せて副町長お願いしますということでした。

そういう町民からのお叱りの声は副町長のほうにも届いたということであります。それについても、私のほうは副町長からそのお話をしておりますが、やはり大事にいたらずよかったなということがまず第一義でありますけれども。これからいろんな場面で、例えばコロナの、天城町で第1号、第2号が出たときには、私が直接マイク放送して町民のほうに注意喚起と、もう一点は第1号、第2号が役場職員だったものですから、お詫びを申し上げたりしました。そういったことで、場面の中で、町長と副町長の役割分担があるものだろうと私は考えて、今回は副町長にお願いしますということであったわけです。それに対して、今議員から、ちょっとまずいんじゃないかということでしたので、これからいろんな、100点満点の人間ではないですから、しっかりと対応できればと思っております。

○9番（久田 高志議員）

ぜひそういった対応していただきたいと思っております。

やはり権限と責任は一緒に進んでいくものだと思いますので、ぜひしっかりと対応をお願いしたいと思えます。

あと、人事権の中に様々な懲戒処分が、少し段々難しくなってきますけれども、懲戒処分がなされると思えます。まず、この懲戒処分の流れです。誰がどういった責任で、どういった形で進めていくのか。例えば、何かしら不祥事が発生しました、誰の判断でいつこうやって開催しようで委員会が招集されると思うんですが、その権限とかはどういった形になるんでしょうか。

○副町長（禰 清次郎君）

いろいろな不手際、不祥事が発生した場合、これは極力ないほうが望ましいわけですが、そういった事実が確認された際には、まずは所属長のほうから報告が、総務課長、副町長なりになされます。それに基づきまして、まずその報告書、顛末書を作成した上で町長まで決裁をいただくこととなります。その上で、任命権者である町長は天城町懲罰等審査委員会を開く必要を感じた場合にはその指示がございませぬ。審査委員会は前の議会でも報告したかもございませぬが、課長会、そして現在委員長は副町長ということになっております。指針に基づき、その事案、その他の

自治体と照らし合わせながら、また時には県、町村会のほうにも指導を仰ぎます。そして、審査委員会の結果につきましては、またこれを任命権者のほうに報告をし、処分の決定は最終的に任命権者が下すということになります。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。不祥事と違法行為と、指針も今、預かっています。後ほど触れますけれども。刑事訴訟法の中で公務員の告発の義務というのがあるのは御存じでしょうか。

○副町長（袴 清次郎君）

承知しております。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。法に触れるような行為に関しては、やはりそういった義務が公務員には課せられるということでございます。そういった中で、本来であればもう少し深く防災センターに絡めた件でしたかったですけれども、1つだけ私に理解に苦しむことがございましたので、ここで1つだけ言わせてください。

午前中の質問の中で、何年も経ったやつを今頃という質問がなされましたけれども、その質問された方は、当時、我々と同じく防災センターの事務検査特別委員会のメンバーでございました。内容は熟知しているはずですが、記憶をなくされたのか何なのか、非常に心外でしたのでその辺は一言申し添えながら、次の懲戒処分等に関する指針で今答弁いただきました。そういった流れを確認していく中で、少し防災センターにも絡みますけれども、1つは不適切な事務処理というのがございます。この中には、免職、停職、減給、戒告等がございます。そして、公金等の取扱いの関係。私、これが非常に気になったんです。まだ係争中ですので、少しは控えておきますけれども、個人名等も出てきているようなことを伺っております。

まず、この公金の取扱いの3番、詐取ですね、詐取。人を欺いて公金または公物を交付させた職員は免職とするということが謳われております。恐らく偽の文書を作って、この人というのは法律用語上、相手方を指すということですので、この辺も結果次第ではしっかりと対応していただきたいと。

そして、公務外執行の関係で、障害とか暴行、喧嘩、交通事故関係、交通法の違反関係等々がございます。そして、その中に今度、監督責任関係がございます。これが非常に気になるんです。非行の隠蔽、黙認、ないに越したことはないんですけども、いろいろなこういった立ち位置になるとでしょうか、いろいろな情報、噂が舞い込んできております。こういったものをしっかりと、ヒントは後で与えておきますけれども、自浄能力を持って改善していただきたい。

まず、これは通告外ですので伝えておきます。まず、教育委員会部局ですね。こ

れは去る7月だったかと思います。昨日も少しございました議員の越権行為ですね。どういった問題かは定かではございませんけれども、先生が気の毒だということを御父兄のほうからいただいております。議員による教育現場への直接介入、教職員への圧力、パワハラ、脅された感覚もあるようです。そういったものもしっかりと昨日申し上げたとおりに、我々はこうしてほしい、ああしてほしい、手順があるわけです。皆さんのほうに伝えてするのは、責任を持って決定するのはそちら側だと思っております。そういった流れの中で、今後、こういうことが二度と起きないように、もちろんこの内容についてもしっかりと報告をしていただきたい。

そしてもう一つ、教育委員会は事務处理的な問題があるように私は感じ取っております。その辺もしっかり精査をして、原因、どうしてこういうことになっているのか報告をいただきたいと思っております。

あと、町長部局。もう一つ、まだ課は特定されていませんけれど、思い当たる課の方がいらっしゃればぜひ調査をしていただきたい。暴力事件、暴力沙汰があった、暴行があったと。殴った、殴られてないという噂が私の耳に入っております。恐らく時間が経てば分かってくると思っておりますので、ぜひその辺もしっかりと自浄能力を持って対応していただきたい。要は、物事を隠す体質からしっかりと表に出す。そういったこともしっかりと、言われる前に対応していただきたいと思っております。

これは通告外ですので、答弁はもう結構です。こういった感じで、防災センターの件に関してもかなり、恐らく早ければこの年度内に一番ぐらいの判決が出るのか、来年の当初ぐらいには出てきそうな気もしておりますので、その辺がはっきりし次第、裁判関係についてはもう少ししっかりと質問をしていきたいと考えております。

先ほど申し上げたとおりに、必ず火のないところに煙は立っていませんので、気になるところは各課精査をして、事後報告でも結構です。ちゃんと報告をいただければいいかと思っておりますので。その辺を申し入れて、終わっていいですか。

○議長（上岡 義茂議員）

答弁はいいですか。

○9番（久田 高志議員）

答弁、よろしかったらお願い。通告外なので困っていました。

○副町長（禰 清次郎君）

私たち役場のほうでは、今年、奄美群島が日本に復帰して70周年という記念すべき節目の年でございます。そのような年に、いくつか町民の皆様方に御心配、御迷惑をかけるような点がございました。この点につきましては、しっかりと問題を精査し、解決をしながら、しっかりと町民の信頼回復に向けて取り組んでいきたい

と考えております。

先ほど議員のほうからありました件につきまして、私ども全く報告も今聞いて、少し困惑しているところではありますが。そのような事実関係があるとすれば、しっかりと各課聞き取りなりしながら、先ほど自浄能力、その辺のことも申されましたが、しっかりとまた議会のほうにも報告すべき点は報告し、しっかりとまた行政運営に携わっていきたいと考えております。

これからも議会の皆様方と執行部としっかりと情報を共有しながら、町の発展に取り組んでいく所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○9番（久田 高志議員）

最後、締めてください。

○町長（森田 弘光君）

当然、私たち役場職員、公務員は町民の模範とならなければならない立場にあり、また、そういう人間だというふうになんか思っ、そのように行動していると思っ、中、いろいろなそういう違法といひますか、法律に抵触するやうな場合があつた場合には、内部で隠すといふことではなくて、しっかりとそれをまた吟味し、また町民に謝る場合はしっかりと町民に謝る、そして、しっかりと町民と向き合っ、私たちが対応していきたいといふふうになんか思ひます。

これからもまたしっかりと頑張りますので、また議会のほうからも、皆さん方からも叱咤激励お願ひできればと思ひます。

○9番（久田 高志議員）

ぜひ引き締めていただきたいと思っ、お願ひしております。

それでは、今回の一般質問を終わります。皆さん、ぜひよいお年を取られるよう祈念申し上げて質問を終わりたいと思ひます。お疲れさまでした。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、久田高志君の一般質問を終わります。

傍聴に御来庁くださいました傍聴の皆さん、本日はありがとうございます。

これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、散会いたします。明日は午前10時から開会いたします。

散会 午後 4時03分